



環境影響評価制度の課題と対応の方向性について

令和6年11月21日（木）

環境省 大臣官房総合環境政策統括官グループ 環境影響評価課



- これまで御意見を頂戴した「前回法改正事項の点検」、「環境配慮が確保された風力発電の最大限の導入促進」、「その他の現行制度の課題への対応」の3つの事項を柱として、論点及び対応の方向性等の整理を行った。

<11月1日に開催した合同会議において御議論いただいた事項>

1. 前回法改正事項のフォローアップ

- 環境影響評価法の前回改正において、
 - 配慮書手続が導入されたことにより、計画の立案段階において、事業の位置・規模等の複数案が設定され、事業の早期段階から環境配慮に係る検討が実施されるようになった。
 - 報告書手續が導入されたことにより、事後調査の結果、講じた環境保全措置の内容等が公表され、環境配慮の実効性を高めることができた。
- 適正な環境配慮を確保する観点から、これらの改正事項は効果的に機能していると考えられるか。

2. 再エネの導入に係る環境影響評価制度の役割

- 2050年ネット・ゼロ及び2030年度温室効果ガス46%削減目標の実現に向け、再エネの最大限の導入拡大が必要となる一方で、近年、再エネ導入に伴う環境への影響等に対する地域の懸念が高まっている。
- とりわけ今後の導入拡大が期待されている風力発電事業のうち、陸上風力発電事業については、事業の特性を踏まえた効率的・効果的な環境影響評価制度の在り方について検討が必要とされている。
- このような状況の中、適正な環境配慮と地域との共生を図りながら再エネを導入拡大していくために、環境影響評価制度が果たすべき役割とは何か。

3. その他現行制度の課題

- その他、近年の社会経済情勢や関連制度の動向など環境影響評価制度を取り巻く状況の変化を踏まえつつ、より適正な環境配慮を確保する制度とするために、どのような課題が考えられるか。

1. 前回法改正事項の点検

- 論点1－1. 配慮書手続の在り方
- 論点1－2. 報告書手續の在り方

2. 環境配慮が確保された風力発電の最大限の導入促進

- 論点2－1. 適切な立地環境への誘導による導入促進
- 論点2－2. 小規模事業に係る効果的かつ効率的な環境配慮の確保
- 論点2－3. リプレース事業に係る環境影響評価手続の合理化

3. その他の現行制度の課題への対応

- 論点3－1. 環境影響評価図書の継続的な公開
- 論点3－2. 戦略的環境影響評価
- 論点3－3. 累積的環境影響
- 論点3－4. スコーピングの強化による環境影響評価の合理化
- 論点3－5. 環境影響評価法における新たな対象事業に関する検討
- 論点3－6. 手続途中段階の風車の機種変更
- 論点3－7. 環境影響評価に係る技術の向上
- 論点3－8. 迅速な災害復旧・復興と環境配慮の確保の両立

1. 前回法改正事項の点検

■前回法改正事項に関する御意見

(配慮書手続関係)

- 配慮書手続の導入により、事業計画の立案段階から、地域の声を踏まえた環境配慮に係る検討が実施されるようになったため、**適正な環境配慮を確保する観点から、配慮書手続は一定程度効果的に機能している**と言えるのではないか。一方で、配慮書手續が本来の機能を果たしてなく、**配慮書手續で実施した検討結果が適切にその後の検討に繋がっていない事例も見られる**のではないか。
- 約9割の陸上風力発電において、**位置・規模のみなし複数案による検討が実施されている点**について、
 - ・より効果的に環境配慮を確保するため、みなし複数案ではなく、**厳格に位置・規模等の複数案を設定するべき**ではないか。
 - ・環境保全上、**配慮すべきエリアをあらかじめ国が提示すること**により、**効果的な環境配慮の確保が可能**になるのではないか。
 - ・広大なエリアが事業実施想定区域として設定されることにより、**地域とのコミュニケーションが十分になされないこと**、自然環境保全上重要なエリアが含まれることにより**事業の不信感につながること**、**行政の審査負担が大きくなること**などの課題も考えられるのではないか。
 - ・環境影響を考慮の上、地域の声を踏まえ、広大なエリアから**適切に区域の絞り込みがなされている**のであれば、**効果的な環境配慮の確保に資する**側面もあるのではないか。
- 第二種事業において配慮書手續が義務付けられていないことにより、環境配慮の観点から、**十分な立地検討がなされずに方法書手續が実施され、地域の懸念が高まっているような側面もある**のではないか。**第二種事業についても、配慮書手續の実施を義務付ける必要がある**のではないか。

(報告書手続関係)

- 報告書手續の導入により、事業着手後に講じられた事後調査等の内容、環境保全措置の効果等を把握することが可能になったため、**環境影響評価手續を通して検討されてきた環境配慮の実効性、透明性の確保に寄与した**と考えられるのではないか。
- 環境影響に係る不確実性の大きい事業の実施に当たっては、**事後調査等を適切に実施し、環境影響を回避・低減する観点から、順応的に対応していくことが重要**ではないか。
- 報告書に記載された**事後調査等の実施結果を国が一元的に管理・分析**し、順応的に、後続事業全体に係る環境影響評価の効果的かつ効率的な実施に資するよう、**ガイドライン等を取りまとめていくこと**、**環境保全措置に係る技術開発を促進していくことが重要**ではないか。その際、事業者が実施する**事後調査等の科学的な質を担保していくこと**、**データの標準化を進めていくことが重要**ではないか。
- 工事が完了した段階だけでなく、**供用後も継続的に報告書の提出を求めていくべき**ではないか。

委員及び関係団体から頂戴した御意見等を踏まえ、以下に示す論点について、特に議論を深めていただきたい。

- 論点1－1．配慮書手續の在り方
- 論点1－2．報告書手續の在り方

論点 1 – 1. 配慮書手続の在り方

(参考) 配慮書手続の導入に係るフォローアップ*



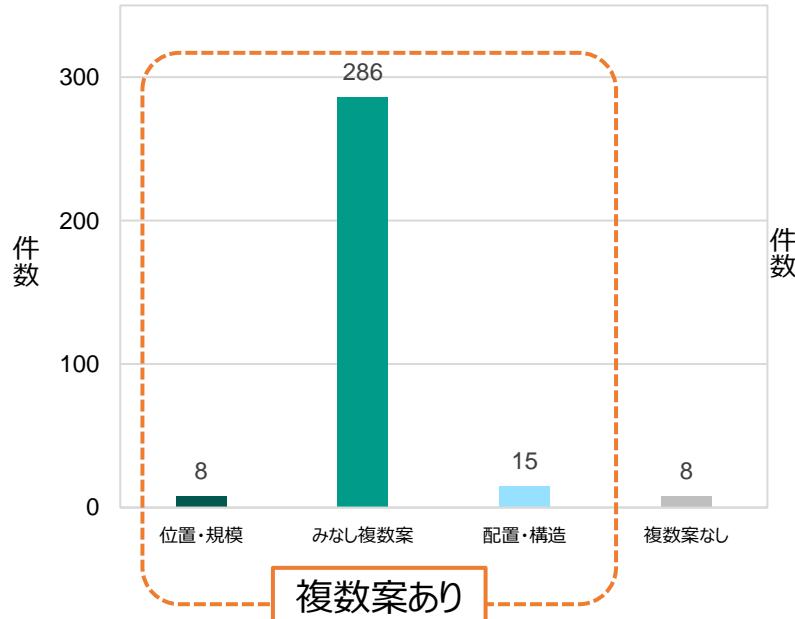
■複数案の検討状況

11月1日合同会議資料を一部修正

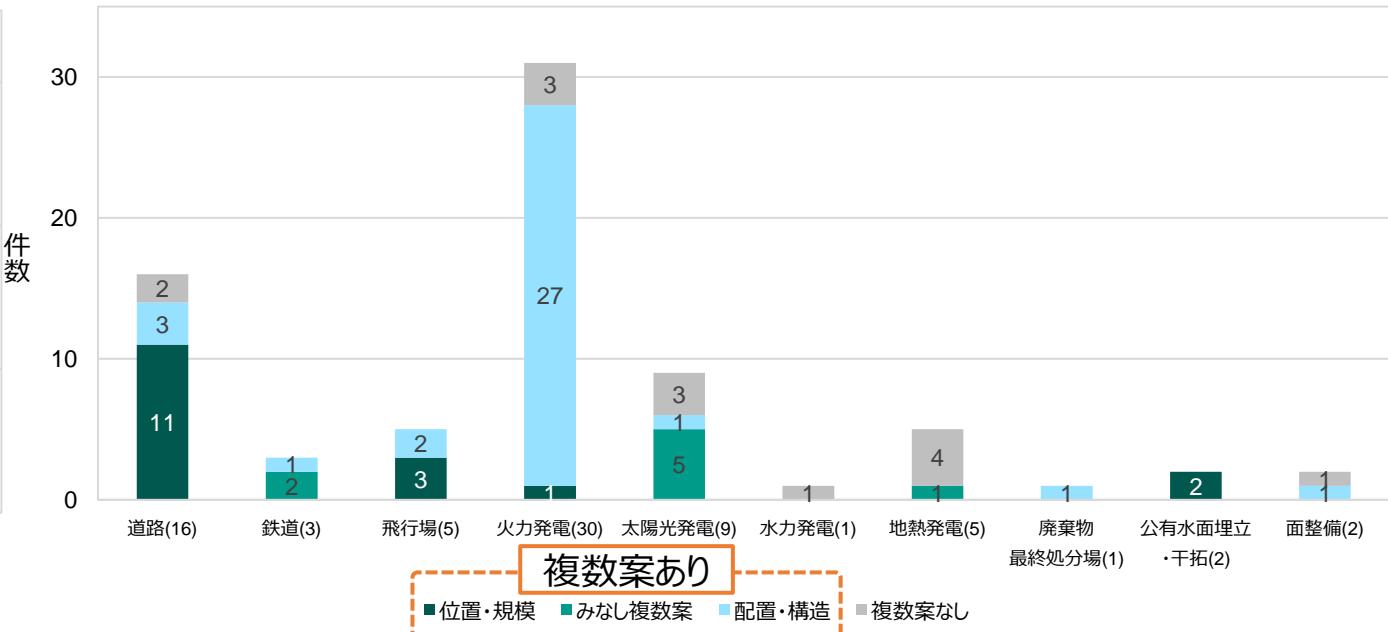
- 陸上風力発電における配慮書では、合計314件の手続のうち、**306件（全体の97.5%）において複数案の検討が実施**され、更にそのうち、286件（全体の91.1%）において位置・規模のみなし複数案が検討されている。
- 陸上風力発電以外の事業では、合計74件の手続のうち、**60件（全体の81.1%）において複数案の検討が実施**され、更にそのうち、17件（全体の23.0%）において位置・規模の複数案、36件（全体の48.6%）において配置・構造の複数案が検討されている。

（※）洋上風力発電については、再エネ海域利用法に基づき「有望な区域」等に選定された区域が事業実施想定区域として設定される事業が大多数であり、位置・規模のみなし複数案の検討が実施される案件がほとんどであった。

陸上風力発電の配慮書における複数案の検討状況
(合計314件)



その他事業の配慮書における複数案の検討状況 (合計74件)



*環境影響評価情報支援ネットワークの掲載情報又は配慮書の記載内容等に基づき、「計画段階配慮手続に係る技術ガイド」を参照の上、複数案の検討状況の分析を行った。

*「位置・規模」の複数案と「配置・構造」の複数案の両方を検討している場合は、それぞれに数値を計上しているため、全体の件数は、複数案の検討内容ごとの件数の和と一致しない。

*「みなし複数案」とは、計画段階配慮を行う段階では、事業実施想定区域を広く設定しておき、以降の環境影響評価手続の中で環境影響の回避・低減も考慮して事業区域を絞り込んでいく手法で検討を進めていくことを指している（「計画段階配慮手続に係る技術ガイド」（環境省計画段階技術手法に関する検討会 平成25年3月））。

*配慮書手続における複数案の検討内容として、ゼロオプションが選定された事例は確認されなかった。

(参考) 配慮書手続における位置・規模のみなし複数案の事例①



- 配慮書手続段階では、**広大なエリアを事業実施想定区域として設定**し、方法書以降の手続において、大幅に区域の絞り込みがなされている位置・規模のみなし複数案の事例を示す。
- 当該事例では、配慮書段階で設定した事業実施想定区域の面積に対し、方法書段階では約4割、準備書段階では約3割、評価書段階では約1割まで区域の面積が絞り込まれている。
- 方法書以降の手続において、出力の変更に加え、既存資料を基に検討し得る事項を理由として区域の絞り込みが行われていることから考えれば、**配慮書手続段階において、環境配慮の観点から適切な区域の絞り込みが十分になされていない可能性がある**と考えられる。また、**地域との十分なコミュニケーションの実施の観点**からも課題があると考えられる。

非公開

(委員への配布資料では、環境影響評価図書に掲載されている区域図を提示している。)

(参考) 配慮書手続における位置・規模のみなし複数案の事例②



- 配慮書手続段階では、**やや広めなエリアを事業実施想定区域として設定**し、かつ、**大まかな風車の立地を明示**し、方法書以降の手続において、徐々に区域の絞り込みがなされている位置・規模のみなし複数案の事例を示す。
- 当該事例では、配慮書段階で設定した事業実施想定区域の面積に対し、方法書段階では約7割、準備書段階では約6割、評価書段階では約3割まで区域の面積が絞り込まれていることに加え、大まかな風車の立地が明示されていることから、**配慮書手続段階において、事例①と比較し、地域との適切なコミュニケーションの実施に資する内容となっている可能性が比較的高い**と考えられる。

非公開

(委員への配布資料では、環境影響評価図書に掲載されている区域図を提示している。)

(参考) 配慮書手続における位置・規模のみなし複数案の事例③



- 配慮書手続段階において、地方公共団体が策定しているゾーニングマップを考慮し、**環境保全上配慮すべき重要なエリア、関係法令等に基づき除外すべきエリアを除く形で事業実施想定区域が設定**されている位置・規模のみなし複数案の事例を示す。
- 当該事例では、**配慮書手続段階において、環境配慮の観点から適切な検討がなされ、事業実施想定区域が設定された可能性が高い**と考えられる。

非公開

(委員への配布資料では、環境影響評価図書に掲載されている区域図を提示している。)

- 配慮書手続段階において、**環境保全上配慮すべき重要なエリア、関係法令等に基づき除外すべきエリアに配慮し、事業実施想定区域を設定したとされているにもかかわらず、これらのエリアが事業実施想定区域に含まれている位置・規模のみなし複数案の事例を示す。**
- 当該事例では、**配慮書手続段階において、環境配慮の観点から適切な検討がなされ、事業実施想定区域が設定された可能性が低いと考えられる。**

非公開

(委員への配布資料では、環境影響評価図書に掲載されている区域図を提示している。)

前回法改正事項に対する今後の対応方針案



■今後の対応方針案(御議論いただきたい事項)

- 前回法改正により、配慮書手続が導入されたことで、**事業計画の立案段階から、地域の声を踏まえた環境配慮に係る検討が実施**されるようになったこと等が確認されたことを踏まえると、配慮書手續は、今後も引き続き制度として維持していくことが適当だと考えられる。
- その一方で、配慮書手續については、事業計画の立案段階におけるより適正な環境配慮を確保していく観点から、**事業の特性も踏まえつつ、位置・規模のみならず複数案について検討する際に留意すべきポイント**（例：環境保全上配慮すべき区域を事業実施想定区域に含む場合における当該区域の取扱いについての考え方、地域との適切なコミュニケーションを促進する観点から、事業実施想定区域として設定すべき区域の範囲等についての考え方）等について、今後、検討を深めていくことが必要ではないか。
- また、配慮書手續が実施されない第二種事業については、配慮書の制度趣旨を踏まえつつ、第二種事業に係る判定（発電所事業については現行制度における簡易な環境影響評価の実施を含む）以降のプロセスにおいて、早期の段階で適切な立地検討がなされるよう促していくことが重要ではないか。

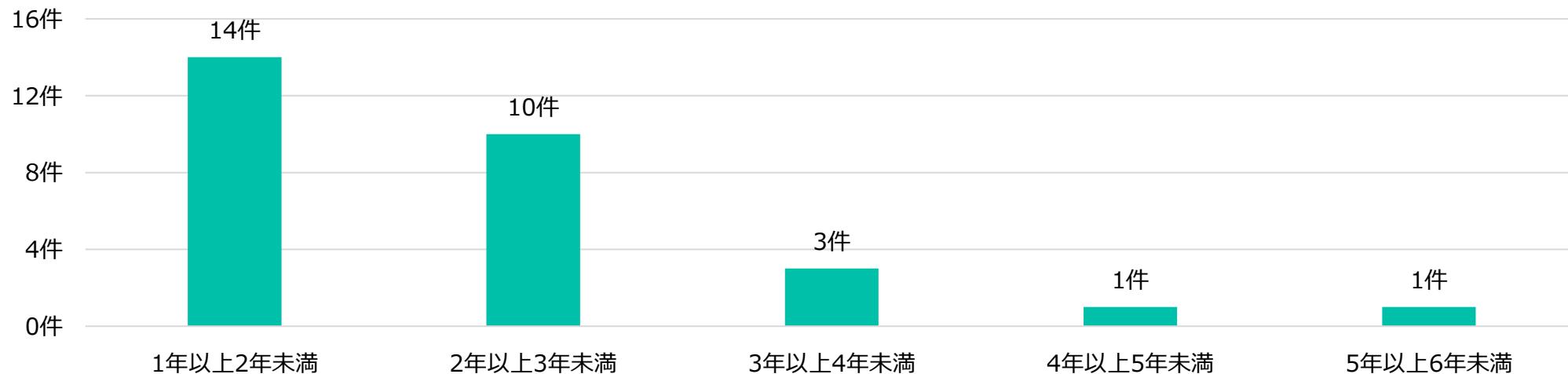
論点 1 – 2. 報告書手続の在り方

(参考) 陸上風力発電に係る報告書の提出時期



- 陸上風力発電に係る報告書については、**発電所の供用開始から、1年後から3年後までの間に公表される場合が多い**ことが確認された。
- 発電所に係る主務省令では、「必要に応じて、工事中又は特定対象事業により設置又は変更されることとなった発電所の供用後において、事後調査や環境保全措置の結果等を公表するものとする」とされていることから、**一定期間の間に講じられた供用中の事後調査、環境保全措置等の結果についても、報告書には掲載されている状況**にある。

供用開始から報告書が公開されるまでの期間（陸上風力発電）



※環境省の調査によって令和6年4月までに公表が確認された29件の陸上風力発電に係る報告書を対象に整理した。

【参考】発電所に係る主務省令（抄）

（報告書の作成時期等）

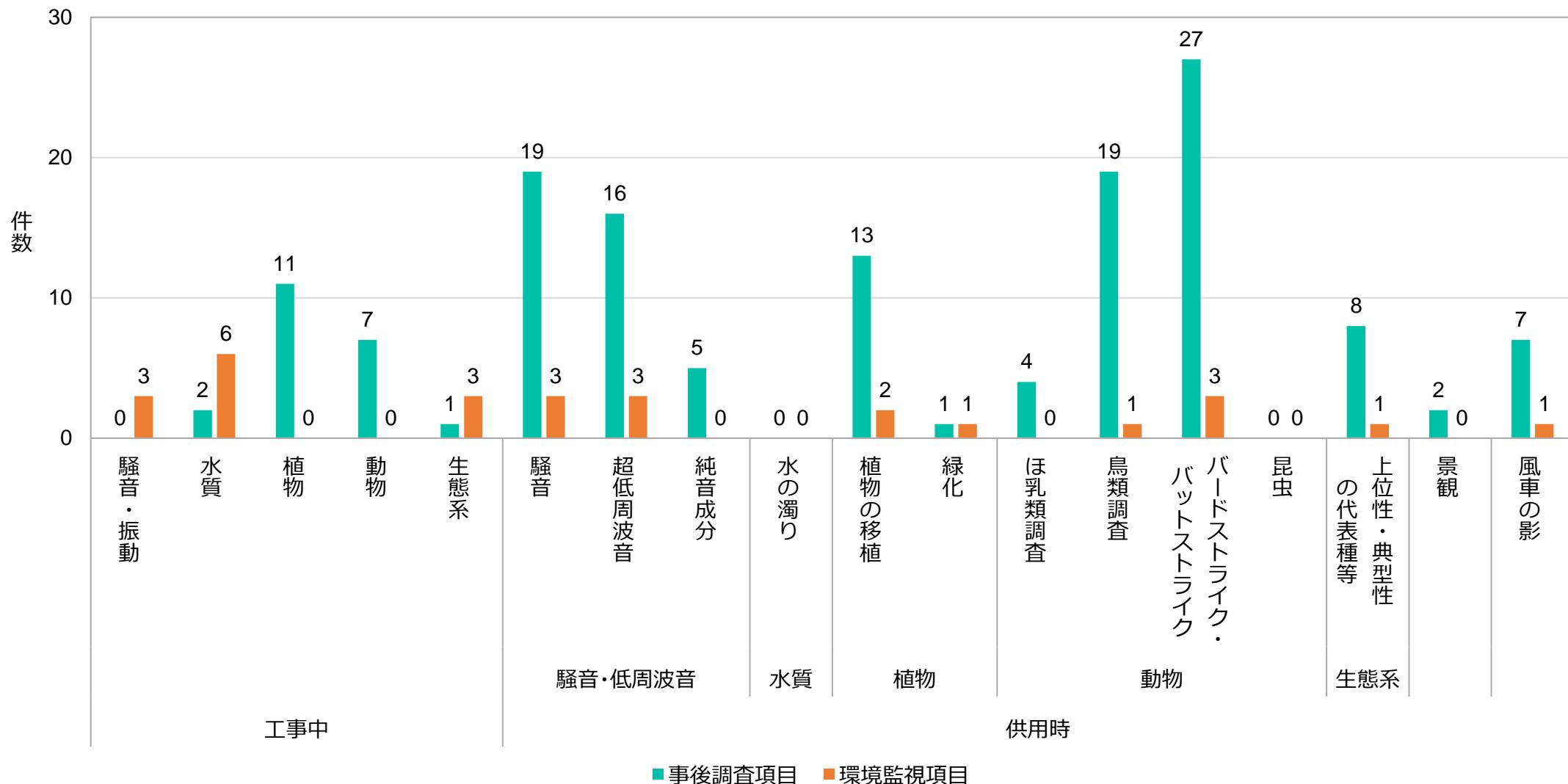
第三十五条 特定対象事業に係る工事が完了した後で報告書を作成するものとする。

2 前項の規定により報告書を作成するに当たっては、工事の実施に当たって講じた環境保全措置の効果を確認した上で作成するよう努めるものとする。

3 必要に応じて、工事中又は特定対象事業により設置又は変更されることとなった発電所の供用後において、事後調査や環境保全措置の結果等を公表するものとする。

(参考) 陸上風力発電に係る報告書の記載内容

工事着手後に実施された事後調査及び環境監視の項目（報告書掲載内容）



※環境省の調査によって令和6年4月までに公表が確認された29件の陸上風力発電に係る報告書を対象に、工事着手後に実施された事後調査及び環境監視の項目を整理した。

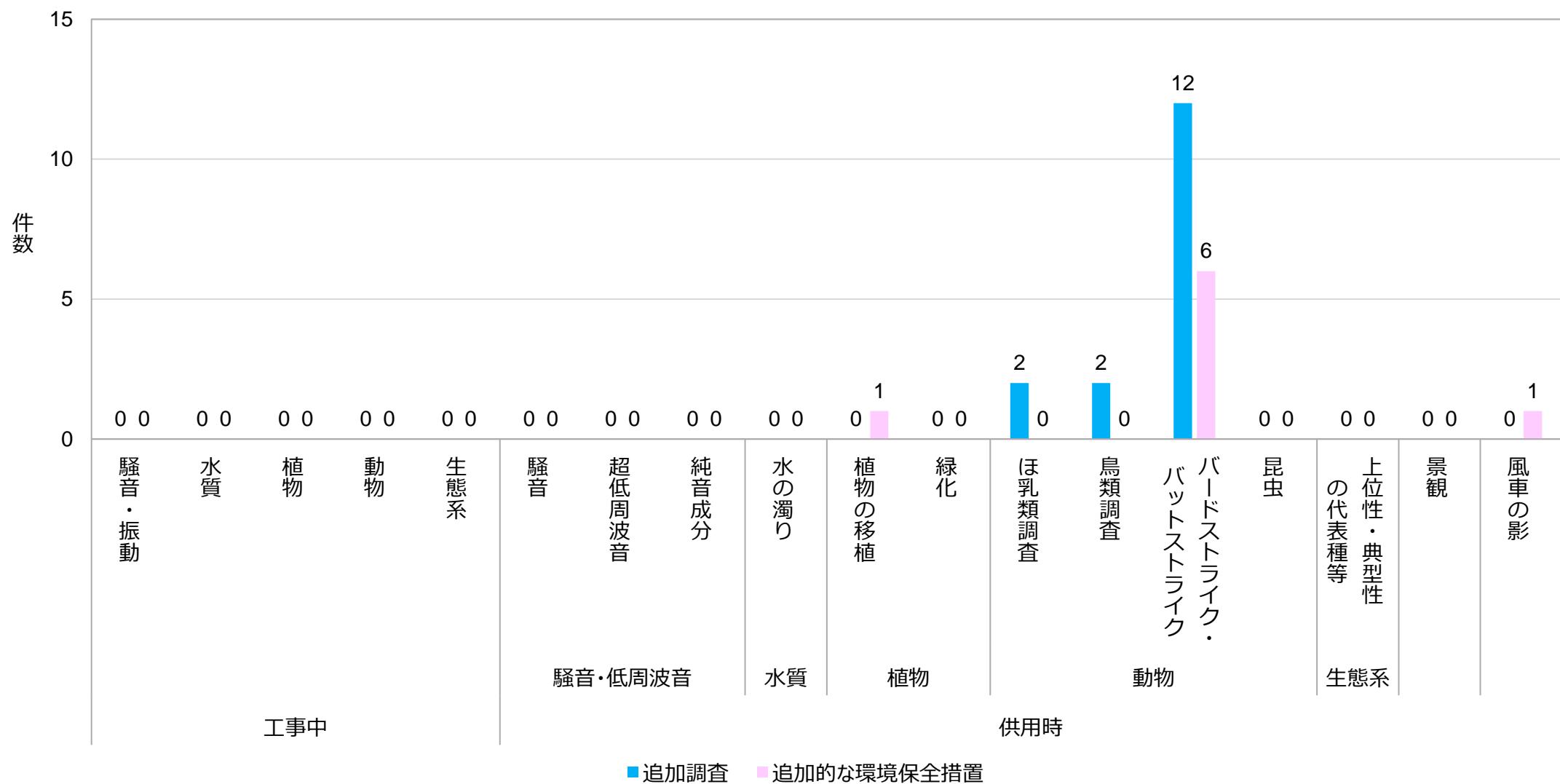
※「事後調査」とは、環境影響評価法において、「環境保全措置が将来判明すべき環境の状況に応じて講ずるものである場合には、当該環境の状況の把握のための措置」とされているものを指し、基本的事項において、予測の不確実性が大きい場合や効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合等に、工事中及び供用後の環境の状態等を把握するための調査とされているものを指す。

※「環境監視」とは、事後調査以外の取組であって、事業者が他の法令等に基づき、あるいは必要に応じて実施する環境の状況等を継続的に把握するための調査・測定等の取組を指す。

※「鳥類調査」とは、主に飛翔状況調査や繁殖状況調査等を指し、「バードストライク・バットストライク」に係る調査とは、主に死骸調査を指す。

(参考) 陸上風力発電に係る報告書の記載内容

追加調査及び追加的な環境保全措置を実施した項目（報告書掲載内容）



※環境省の調査によって令和6年4月までに公表が確認された29件の陸上風力発電に係る報告書を対象に、追加調査及び追加的な環境保全措置を実施した項目を整理した。

※「追加調査」とは、報告書作成以降に実施する事後調査等を指す。

※「追加的な環境保全措置」とは、事後調査等により判明した環境の状況に応じて講ずることとされた保全措置を指す。

(参考) 陸上風力発電において講じられた追加調査及び追加的な環境保全措置の概要



■追加調査の概要

項目	内容
ほ乳類調査（バットストライク以外）（2件）	<p>事後調査の結果、風車へのコウモリ類の接近・接触が懸念されたことから、コウモリ類の活動期に、バットディテクター（超音波検知器）による飛翔状況のモニタリングを実施。</p> <p>コウモリ類の飛翔状況を定量的に把握すること目的としたバットディテクターによる高高度調査、出産・哺育コロニーやねぐらを確認するための調査を実施。</p>
鳥類調査（バードストライク以外）（2件）	<p>追加的な環境保全措置の効果を検証すること目的として、1年（1回3日間/月）の猛禽類調査（定点調査）を実施。必要に応じて営巣木調査を実施。</p> <p>猛禽類（ミサゴ、オオタカ、ノスリ）の飛翔状況調査、営巣木調査（半年間、1回3日間/月）を実施。</p> <p>繁殖期と渡りの時期に死骸調査を実施。</p> <p>供用してから2年目に、週1回の死骸調査を実施。</p> <p>コウモリの活動期に月1～2回の死骸調査を実施。</p> <p>バットディテクターを設置。加えて、死骸調査を実施。</p> <p>供用してから2年目に、2週間に1回程度の死骸調査を実施。</p>
バードストライク・バットストライク（12件）	<p>渡りの時期、活動期、設備点検時に死骸調査を実施。</p> <p>月に2回、風車直下の死骸調査を実施。</p> <p>専門家の助言を踏まえ、保守点検時に死骸調査を継続実施。</p> <p>月例の定期点検時に死骸調査を実施。</p> <p>保守点検時に鳥類とコウモリ類の死骸調査を行い、衝突が多いと判断された場合には、環境保全措置を検討。（2件）</p> <p>定期的な点検、巡視の際に死骸調査を実施。</p>

■追加的な環境保全措置の概要

項目	内容
植物の移植（1件）	事後調査の結果、刈り株移植を行った植物の活着率が50%に満たなかったため、2年間にわたり稚樹移植を実施。
風車の影（1件）	当該事業と他事業による累積的な風車の影の影響がドイツのガイドライン値を超えたことから25分×3日間の稼働調整を実施。
バードストライク・バットストライク（6件）	<p>クマタカのバードストライクが確認されたことから、専門家の助言を踏まえ、視認性を高めるためタワーへ目玉模様を取付け。</p> <p>クマタカのバードストライクが確認されたことから、専門家の助言を踏まえ、視認性を高めるためナセル上部及びタワーへ目玉模様を取付け。</p> <p>バットストライクが確認されたことから、専門家の助言を踏まえ、視認性を高めるためのタワー下部への彩色、低風速時に飛翔が多いコウモリに対する保全措置として、コウモリの主な活動時期の低風速時に、風を受け流す角度に風車の向きを調整の上、ブレードの回転が停止されるよう措置（フェザリング）。</p> <p>バットストライクが確認されたことから、専門家の助言を踏まえ、低風速時にフェザリングを実施。</p> <p>コウモリの重要種のバットストライクが多く確認されたことから、低風速時にフェザリング実施する風速の範囲を拡大。（2件）</p>

※環境省の調査によって令和6年4月までに公表が確認された29件の陸上風力発電に係る報告書を対象に、追加調査及び追加的な環境保全措置を実施した内容を整理した。

(参考) 発電所以外の事業に係る報告書の概要



- 発電所以外の事業に係る報告書については、**鉄道と飛行場**それぞれ**1件**存在。

■鉄道

■事後調査及び環境監視の項目

項目	内容
騒音	列車の走行に係る騒音を測定
振動	列車の走行に係る振動を測定

■追加的な環境保全措置の概要

項目	内容
騒音	事後調査の結果、事業前より騒音が増大した地点において追加的な環境保全措置を検討し、その結果を別途公表

■飛行場

■事後調査及び環境監視の項目

項目	内容
水質	SS（浮遊物質量）、濁度等を監視
底質	外観、SPSS（底質中懸濁物質含量）等を監視
植物	緑化施工の生育状況のモニタリング
	移植した植物（クビレミドロ）の定着状況等の調査
	植物群落（ヒメガマ群落等）の環境監視
	藻場・カサノリ類の順応的管理及びモニタリング
外来生物	外来生物の侵入状況のモニタリング
動物	オオヤドカリの侵入防止柵の効果の確認
	移植したサンゴの定着状況等の調査
	海域動物の生息状況の調査
	コアジサシ類の繁殖状況調査
	アジサシ類の生息調査
生態系	生息基盤（サンゴ類等）の調査
	海生生物の生育環境調査

■追加調査の概要

項目	内容
サンゴ礁	工事中にサンゴの白化が確認されたため、追加調査を実施
藻場	被度の回復が見られていないため追加調査を実施

■追加的な環境保全措置の概要

項目	内容
水質	濁り監視の移動時に濁りを確認した場合は追加測定を実施した。濁度が監視基準を超過した際は工事を一時中断した。また、追加の汚濁防止膜を設置した。
外来生物	特定外来生物（ハイイロゴケグモ、ツルヒヨドリ）が確認されたため、駆除を行った上で追加調査を行った。

前回法改正事項に対する今後の対応方針案



■今後の対応方針案(御議論いただきたい事項)

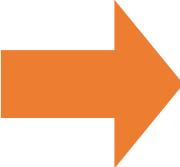
- 前回法改正により、報告書手続が導入されたことで、**事業着手後に講じられた事後調査等の内容、環境保全措置の効果等が公表され、環境配慮の実効性、透明性の確保に貢献していること等が確認されたことを踏まえると、報告書手續は、今後も引き続き制度として維持していくことが適当**だと考えられる。
- その一方で、報告書手續については、まずは、**国が発電所に係る報告書を取得することができる制度上の仕組みを構築することが必要**であり、その上で、**事後調査等の実施結果を国が一元的に管理・分析していくことが重要**ではないか。また、国が事後調査等の実施結果を管理・分析していくに当たっては、**データの標準化に係る検討も必要**ではないか。

2. 環境配慮が確保された風力発電 の最大限の導入促進

■風力発電を始めとする再エネの導入に関する御意見

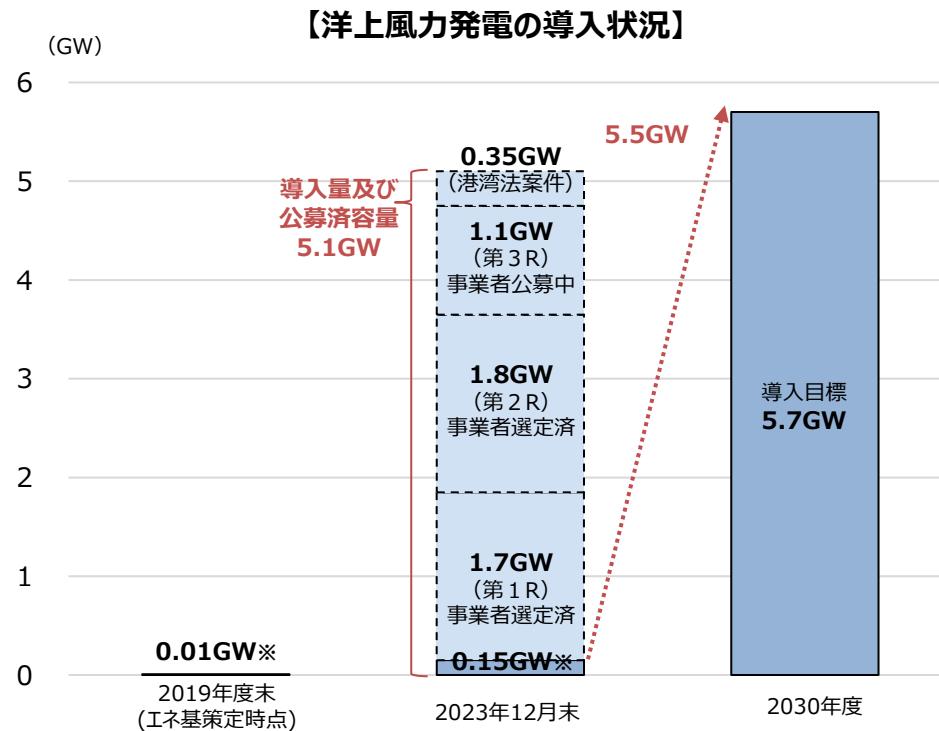
- 再エネの最大限の導入拡大を図っていくためには、**環境影響評価手続を通し、適正な環境配慮の確保、地域の理解醸成を図っていくことが重要**ではないか。
- ネット・ゼロとネイチャーポジティブの両立を図っていくためには、**自然環境の保全に支障を来すことを防ぎつつ、再エネの最大限の導入拡大を図っていくことが重要**ではないか。
- とりわけ陸上風力発電については、**環境影響の懸念が小さい立地環境へ事業を誘導していく効果的なゾーニングの仕組みが必要**ではないか。具体的には、**地球温暖化対策推進法に基づく再エネ促進区域制度など、他制度と環境影響評価制度の連携を強化**していくことが考えられるのではないか。
- **小規模であっても、立地環境によって大きな環境影響を生じる可能性があるような事業について**は、環境配慮がなされた再エネを最大限導入していくため、
 - ・国が積極的に**環境影響評価の審査に関与**していく必要があるのではないか。
 - ・環境影響評価法の対象要件を大規模なものに限定するのではなく、生物多様性保全上への影響等も考慮の上、**立地環境に応じ、環境影響評価の要否を個別に判定するような仕組みが必要**のではないか。具体的には、**第二種事業の対象要件を拡張し、適切にスクリーニングがなされる仕組み**とすることが考えられるのではないか。その際、効率的に環境影響評価制度を運用していく観点から、**法に基づく環境影響評価が不要となった場合の条例における取扱いについても考え方の整理が必要**ではないか。
- 環境影響評価手続の完了までに長期間を要している状況を踏まえ、**適正な環境配慮を確保する上で問題とならないような場合には、手續の合理化を図っていくことが必要**ではないか。例えば、風力発電に係るリプレース事業については、既設事業から位置・規模が大きく変化しないことを踏まえると、**配慮書手続の適用除外、必要な環境影響評価項目の絞り込み（スコーピングの強化）について、検討の余地がある**のではないか。
- 風力発電に限定せず、**対象事業種全体の環境影響評価手続の効率化について検討してほしい。**

委員及び関係団体から頂戴した御意見等を踏まえ、環境配慮が確保された風力発電を最大限導入していくため、以下に示す論点について、特に議論を深めていただきたい。

- 
- 論点2－1. 適切な立地環境への誘導による導入促進
 - 論点2－2. 小規模事業に係る効果的かつ効率的な環境配慮の確保
 - 論点2－3. リプレース事業に係る環境影響評価手続の合理化

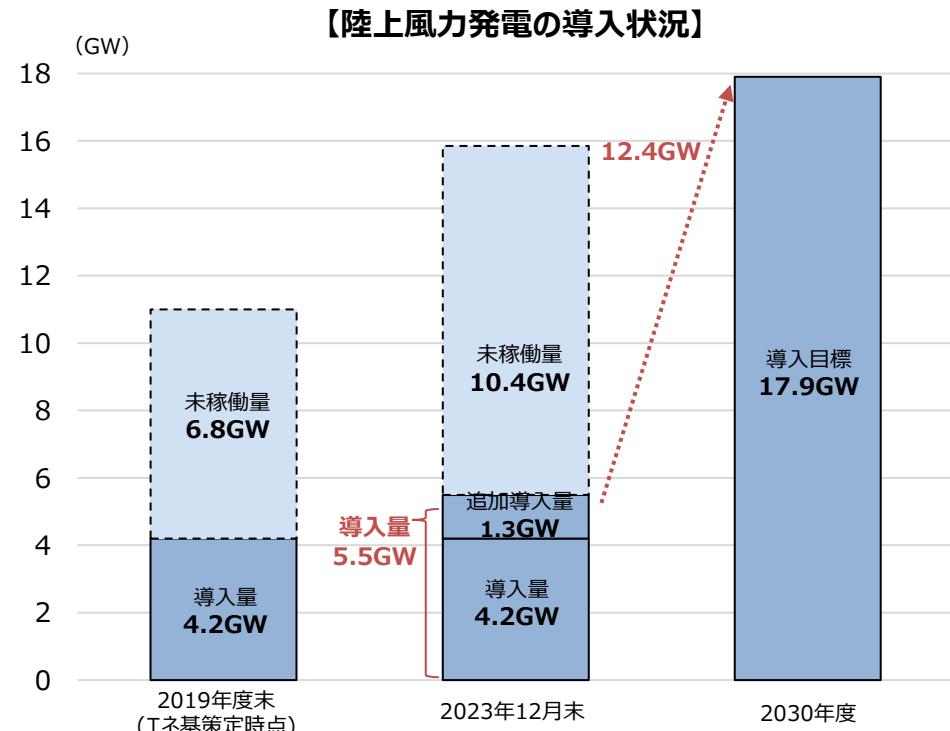
(参考) 風力発電の導入目標と現在の導入状況

- 第6次エネルギー基本計画における風力発電の**2030年度導入目標は、洋上風力発電5.7 GW、陸上風力発電17.9 GW**とされている。風力発電については、2030年度導入目標の達成のため、自然環境の保全に支障を來す形での導入を防ぎつつ、**環境への適正な配慮と地域との共生を図りながら最大限の導入拡大を図っていくことが重要**。
- 一方で、風力発電の導入に当たっては、**環境への影響等に関する地域の懸念が高まっており、地域トラブルも発生**しているような状況。



注) 再エネ海域利用法、港湾法等に基づく設備容量等を記載。

* 導入量については、港湾法等に基づき実施している発電事業で稼働済みの設備容量を記載。



※ 導入量は、FIT前導入量2.6GWを含む。

※ FIT/FIP認定量及び導入量は速報値。

※ 入札制度における落札案件は落札時点の認定量として計上。

(参考) 風力発電に係る手続実績及び環境大臣意見の発出件数



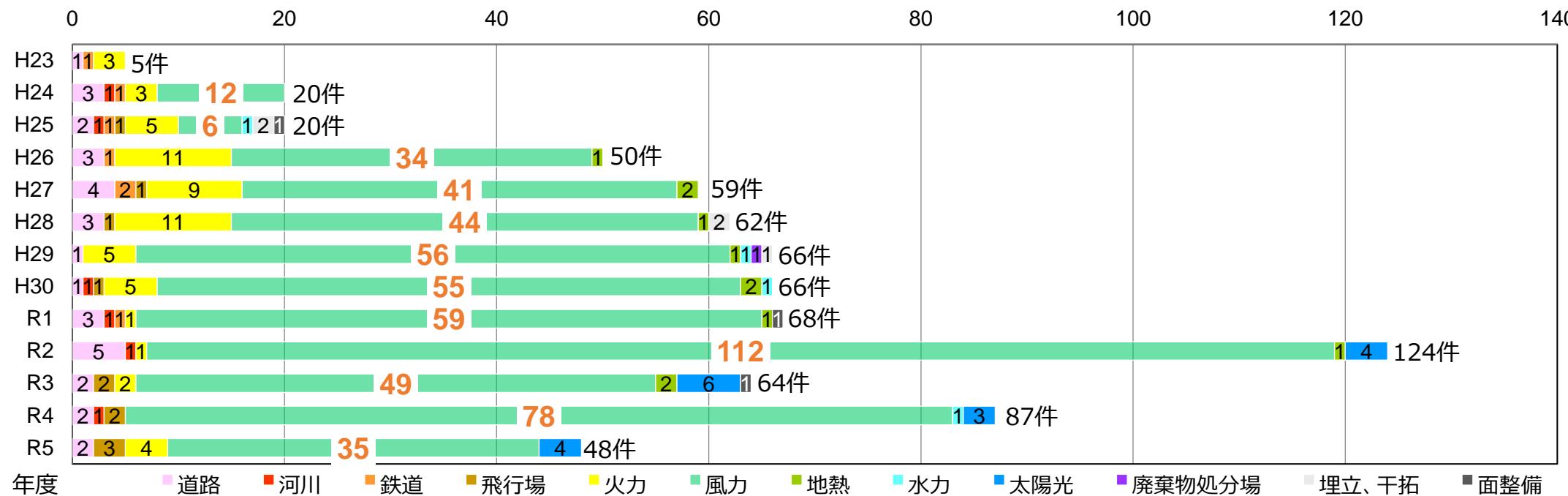
- 風力発電については、令和6年9月末までに、**555事業の環境影響評価手続が実施されており（全体の64.2%）**、令和5年度は、**35件の環境大臣意見が発出されている（全体の72.9%）**。

<環境影響評価法に基づく環境影響評価手続の実績（令和6年9月末時点）>

道路	河川	鉄道	飛行場	火力	風力	地熱	水力	太陽光	原子力	廃棄物処分場	埋立、干拓	面整備	合計
96	12	25	14	81	555	8	5	18	8	7	15	21	865

※環境影響評価法に基づき、手続が実施された事業の総数を示している（手続中のもの、手續が完了したもの、手續中に事業が廃止になったものを含み、第二種事業に係るスクリーニング手続のみ実施されたものを除く。）。

<事業種別の環境大臣意見等の提出件数の推移>



※各環境影響評価図書等に対し、環境大臣意見等を提出した合計件数を示している。

※風力発電については、環境影響評価法施行令の改正により平成23年に対象事業に追加され、平成24年から改正政令が施行された。

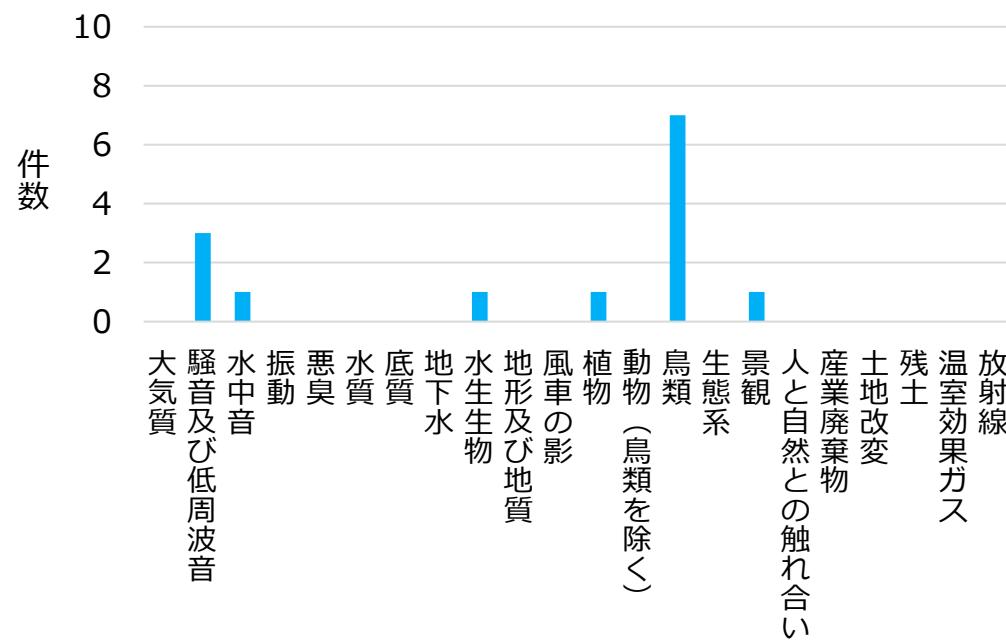
※太陽光発電については、環境影響評価法施行令の改正により令和元年に対象事業に追加され、令和2年から改正政令が施行された。

(参考) 風力発電によって懸念される環境影響の概要



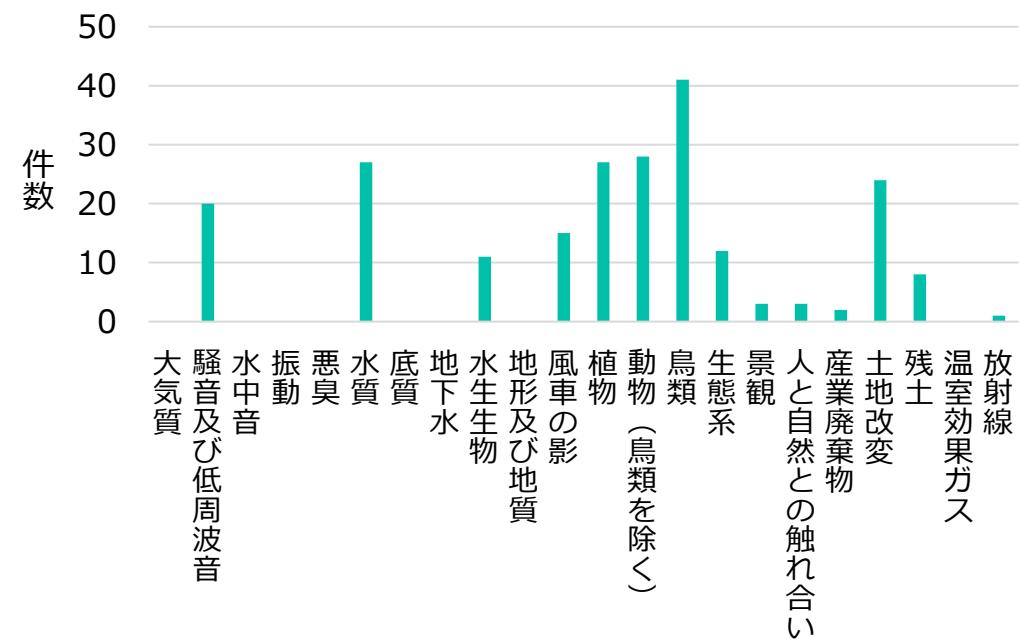
- 風力発電に係る準備書に対して発出した環境大臣意見では、
 - ・洋上風力発電では、鳥類への影響についての意見が最も多く、沿岸部に立地しているような場合には、騒音による影響についての意見も多くなっている。
 - ・陸上風力発電では、鳥類への影響についての意見が最も多く、次いで土地改変やそれに伴う動植物への影響、騒音による影響についての意見が多くなっている。
- 一般に、これらの**環境影響の程度は、風車の立地場所や風車の配置によるところが大きい**ことを踏まえると、風力発電による**環境影響を回避・低減するためには、環境保全上、適切な立地の選定を進めていくことが重要**だと考えられる。

洋上風力発電に係る環境大臣意見の指摘項目



※集計期間：2013年4月～2024年3月（計10件）

陸上風力発電に係る環境大臣意見の指摘項目



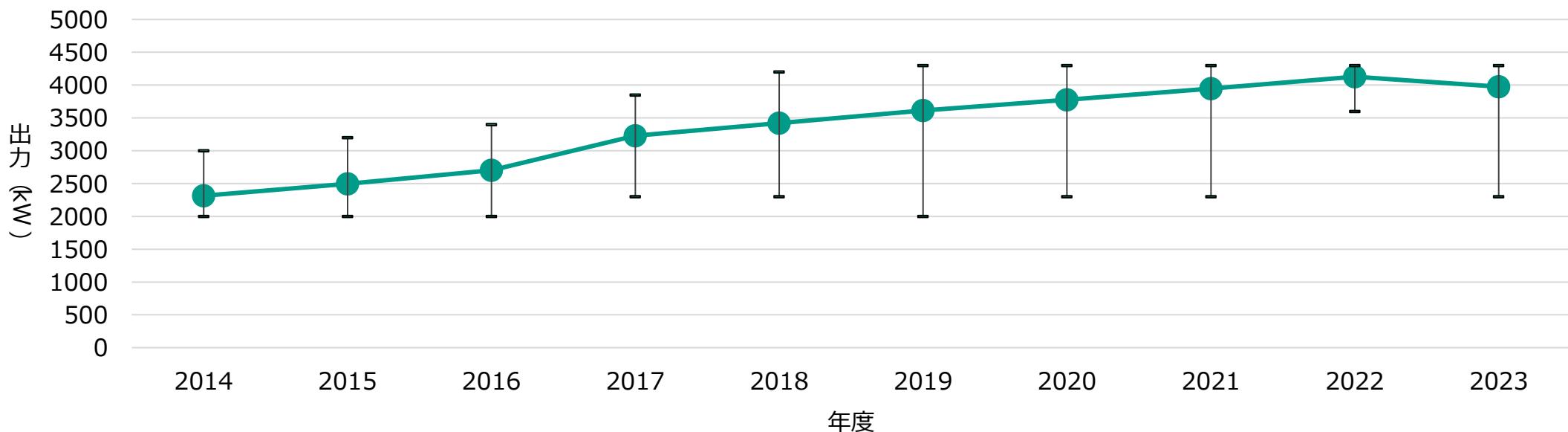
※集計期間：2021年4月～2024年3月（計48件）

(参考) 陸上風力発電設備の大型化



- 陸上風力発電の単機出力は、年々増加傾向にあり、平成26年頃に評価書が公表された事業では、2,000～3,000kW級が主流だったが、近年評価書が公表された事業では、4,000kW級が主流となっている。
- 一般に、**単機出力の増加に伴い**、
 - ・**設備利用率が向上し、より多くの発電電力量が見込まれることになる。**
 - ・その一方で、風力発電設備の高さは高くなり、ブレード径も大きくなるため、**鳥類、景観等への影響がより大きくなる懸念**が指摘されている。また、風力発電設備の大型化は、風力発電設備の搬入ルートにも影響を与えることとなる。

評価書に記載された陸上風力発電設備の単機出力の推移



※集計期間：2014年4月～2024年3月

※横軸は評価書が公表された年度、縦軸は当該評価書に記載された風力発電設備の単機出力の平均値（一事業で異なる出力の風力発電設備が設置される場合には、最大出力を同事業に係る評価書に記載された単機出力として計上）、各プロットに係るエラーバーは高低線（各年度における単機出力の最大値と最小値）を示している。

論点2－1．適切な立地環境への誘導による 導入促進

■背景

- 我が国は、気候変動問題に対応するため、**2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする2050年ネット・ゼロ**の目標の下で、2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減し、さらに50%の高みを目指して挑戦することを宣言している。
- 2050年ネット・ゼロ及び2030年度温室効果ガス46%削減目標の実現に向け、**再エネの最大限の導入拡大が必要となる一方で、近年、再エネ導入に伴う環境への影響等に対する地域の懸念が高まっている。**
- **再エネの導入に当たっては、自然環境の保全に支障を来す形での導入を防ぎつつ、環境への適正な配慮と地域との共生を図っていくことが重要。**
- こうした状況を踏まえ、風力発電を最大限導入していくためには、**地域の声を踏まえ、適正な環境配慮が確保された立地環境へ事業を誘導していく仕組みの検討が必要。**

■対応状況①(洋上風力発電)

- 風力発電のうち、とりわけ洋上風力発電については、その導入拡大が国際的な潮流となっており、再生可能エネルギーの主力電源化の切り札として期待されている。
- **再エネ海域利用法に基づき実施される洋上風力発電について**、適正な環境配慮を図るとともに、その導入が円滑に進むよう、中央環境審議会の答申を踏まえ、領海及びEEZにおける**洋上風力発電の区域指定に当たり、環境大臣が海洋環境調査を行うこと等の規定を盛り込んだ改正法案を国会へ提出。**

※改正法案は、第213回通常国会において審査未了のため、継続審査とされたが、令和6年10月の衆議院解散に伴い、廃案となっている。

領海における洋上風力発電に係る環境配慮のための制度案の概要



現行制度の課題

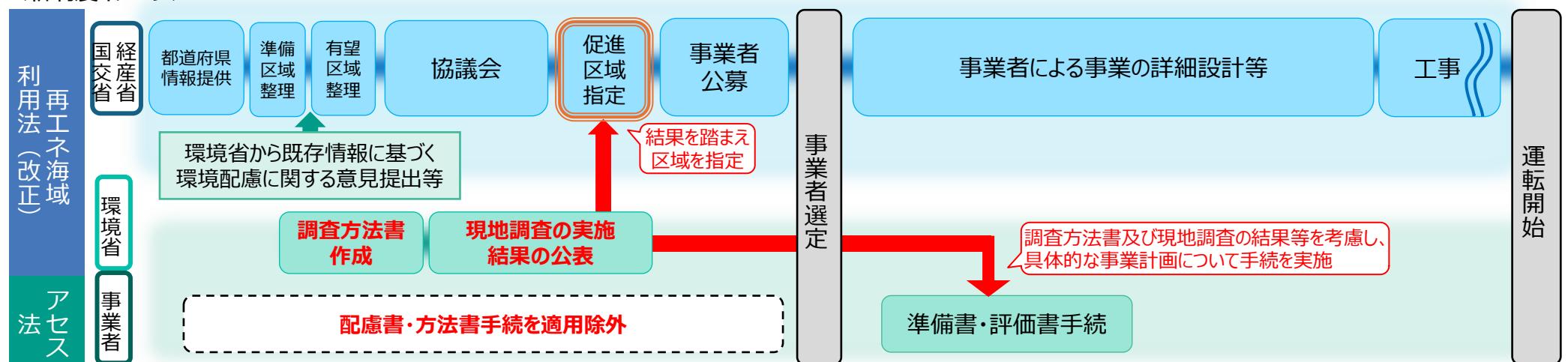
再エネ海域利用法に基づく促進区域の指定と、環境影響評価手続が独立していること等により、以下のような課題が生じている。

- 洋上風力発電事業の環境影響は、風車の立地場所等によるところが大きいことを踏まえると、国が促進区域を指定する際に、現行の環境配慮の仕組み（環境省への協議）に加え、**より適正な環境配慮を行うことが必要**。
- 促進区域に係る事業者選定の前に複数事業者が同一海域で環境影響評価手続を行うことで、地域における大きな混乱・負担及び行政コストの増大につながっている。

環境配慮のための制度案

- 促進区域の指定前に、環境省が詳細な環境情報を取得するための現地調査等を実施し、当該調査の結果を踏まえ、風車の立地制約が必要となる範囲や発電事業の実施における留意点等が示された取りまとめ結果を公表。
- 現地調査等の実施に当たっては、意見聴取等の手続を行った上で、調査の項目や手法を記載した調査方法書を環境省が作成。
 - ▶ 調査結果に基づき、経済産業省及び国土交通省が促進区域を指定することで、より適正な環境配慮の確保が可能に。
- 促進区域の指定段階と一貫した環境配慮がなされるよう、選定された事業者は、環境省の調査結果等を活用し、具体的な事業計画に係る環境影響評価手続（準備書手続以降）を実施。配慮書手続及び方法書手続は適用除外とする。
 - ▶ 複数事業者の手続の実施による地域の混乱・行政コストの増大に関する課題等を解消。

<新制度イメージ>



EEZにおける洋上風力発電に係る環境配慮のための制度案の概要



EEZでの事業実施に係る制度案

EEZにおける洋上風力発電事業の実施のため、経済産業省が**広域の募集区域を指定し、同区域内において、事業者から発電事業を実施する区域を自由に申請させた上で、経済産業省及び国土交通省が審査・仮の許可を行い、その後、一定の要件に合致する場合には、洋上風力発電設備の設置を許可することとしている。**

環境配慮のための制度案

- 募集区域の指定前の早期段階から、**環境省がこれまでに収集された文献情報や環境データを中心に調査・分析・整理し、環境保全の観点から開発を避けるべき区域の有無について取りまとめ、これらに基づき経済産業省が区域を指定。**
(※) 他方、沖合の環境に関する文献情報や環境データはそれ自体が限定的であることから、環境省は早急に当該データの拡充、とりわけ一般的な洋上風力発電事業の影響として指摘されている海洋に生息する鳥類等のデータの収集に取り組み、募集区域の指定の際に活かすことが重要。
- **募集区域のうち事業者が設定した区域については、事業者による環境影響評価手続を通じて適正な環境配慮を確保。**なお、制度の合理性の観点から事業者による配慮書手續は適用除外とする。
▶ **環境省による調査等の結果に基づき、募集区域の指定がなされることで、適正な環境配慮の確保が可能に。**

＜新制度イメージ＞



■対応状況②(陸上風力発電)

- 令和2年に内閣府特命担当大臣（規制改革）主宰で開催された「**再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース**」において、**環境影響評価法の対象となる風力発電に係る規模要件の見直し等について指摘**がなされた。
- これを受け、令和2年度に環境省・経済産業省が開催した有識者検討会において、
 - 最新の知見に基づき、他の対象事業との公平性の観点から検討した結果、第一種事業の規模要件は5万kWが適当
 - 小規模な事業であっても、著しい環境影響が懸念される事業が存在すること等を鑑み、立地に応じ地域の環境特性を踏まえた効果的・効率的な環境アセスメントの実施に向けた検討が必要
 等の結論が得られた。
- その後、風力発電の環境影響評価手続に係る規制改革実施計画の閣議決定も経て、令和3年に環境影響評価法施行令の改正が行われ、**風力発電に係る規模要件の見直しを実施**。令和4年度は、**陸上風力発電について、規制改革実施計画にも明記された、立地に応じ地域の環境特性を踏まえた効果的・効率的なアセスメントの検討を実施するため、経済産業省とともに、有識者検討会を開催し、検討会報告書を取りまとめた**。

<風力発電に係る規模要件>

	第一種事業	第二種事業
規模要件の改正前	1万kW以上	7,500kW以上1万kW未満
規模要件の改正後	5万kW以上	3.75万kW以上5万kW未満

<規制改革実施計画（令和3年6月閣議決定）（抄）>

- a : 環境影響評価法（平成9年法律第81号）の対象となる第1種事業の風力発電所の規模について、最新の知見に基づき、他の法対象事業との公平性の観点から検討した結果、「1万kW以上」から「5万kW以上」に引き上げる措置を講ずる。
- b1 : 立地に応じ地域の環境特性を踏まえた、効果的・効率的なアセスメントに係る制度的対応の在り方について迅速に検討・結論を得る。
- b2 : 立地に応じ地域の環境特性を踏まえた、効果的・効率的なアセスメントの運用強化について、令和2年度に得た結論を運用に反映する。

陸上風力発電に係る効果的・効率的なアセスメントの検討①



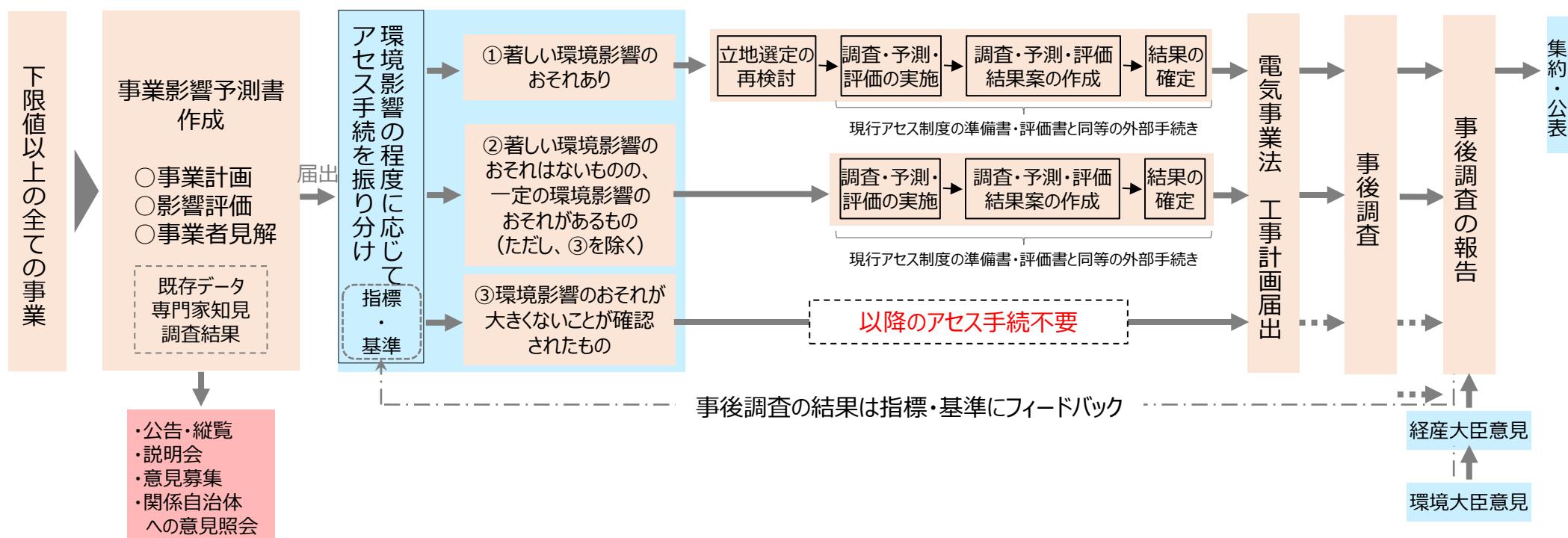
令和4年度検討会報告書に示された陸上風力発電の環境影響評価に係る新たな制度案のイメージ

<事業影響予測書の作成>

- 風力発電事業を実施しようとする者に対し、**立地場所を明らかにした事業計画、事業者による調査の結果を踏まえた環境影響評価の結果等を記載した事業影響予測書の作成を求める**こととする。事業影響予測書の作成に当たっては、あらかじめ地方公共団体・一般からの意見を求めることがある。

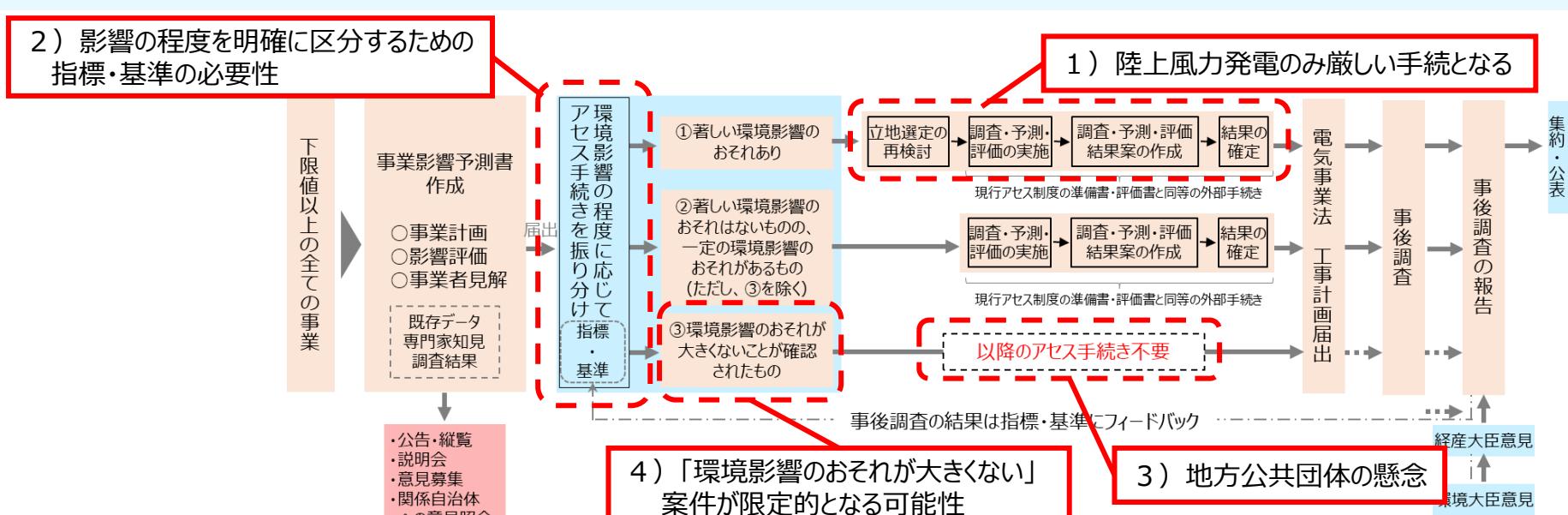
<事業影響予測書に基づく環境影響評価手続の振り分け>

- **事業影響予測書を基に、国が、事業の環境影響の程度に応じ、その後の事業者の環境影響評価手続を以下の3つのコースに振り分ける。**
 - ①立地による環境影響の程度が著しくなるおそれがあるものは、立地選定の再検討を実施の上、調査、予測及び評価を実施。
 - ②立地による環境影響の程度は著しくなるおそれがないものの、一定の環境影響のおそれがあるものは、調査、予測及び評価を実施。
 - ③環境影響のおそれが大きくないと確認できたものは、手続を終了。
- コース振り分けに当たっては、事業者の予見可能性の確保、適地誘導の観点から、**あらかじめ定量的・統一的な指標・基準を明確化する**（例：鳥類の営巣地からの距離）。
- 手續が終了となった事業については、法に基づく環境影響評価手続が行われたものと整理し、環境影響評価条例の対象にはならないものとする。



■対応状況③(陸上風力発電)

- 令和4年度検討会報告書に示された制度案について、当該報告書では、制度の詳細設計に当たって、追加的に関係者の意見を聞くとともに、国が手続を振り分けるための定量的・統一的な指標・基準等を検討していくことが必要とされている。
- 報告書の取りまとめ後、当該制度案の具体化に向けた詳細な検討を進めつつ、**有識者、関係団体、地方公共団体等にヒアリングを実施した結果、以下のような課題等に関する検討が新たに必要となってきたところ。**
 - 「①著しい環境影響のおそれあり」と判定された場合、他の対象事業に比べ、**陸上風力発電についてのみ、事業者に対して厳しい手續が課せられこととなる制度上の課題。**
 - 地域事情を十分に考慮し、「①著しい環境影響のおそれあり」、「②著しい環境影響のおそれはないものの、一定の環境影響のおそれがあるもの」及び「③環境影響のおそれが大きくないことが確認されたもの」を明確に区別するための**定量的・統一的な指標・基準を国が策定することについての技術的な課題。**
 - 再エネに対する地域の懸念が高まる中、定量的・統一的な指標・基準に基づき、「③環境影響のおそれが大きくないと確認されたもの」に国が振り分けを行った際、2)で述べたように**十分に地域事情が考慮できていない可能性があること**及び**環境影響評価条例の対象外となること**に対し、**地方公共団体等の懸念が生じ得るという課題。**
 - 鳥類の影響をはじめ、陸上風力発電による環境影響については、予測・評価に係る不確実性が大きいため、事業影響予測書の作成のみをもって、「**環境影響のおそれが大きくない**」と振り分けることができる案件が極めて限られたとなり、結果としてメリハリのある環境影響評価の実施につながらない可能性。



■今後の対応方針案(御議論いただきたい事項)

- 制度の詳細設計を進めていく中で明らかとなった課題等を踏まえると、現行の環境影響評価法の枠組みの中で、直ちに陸上風力発電の環境影響評価に係る新たな制度案を実現させることは難しいと考えられる。他方、陸上風力発電による環境影響の程度が立地環境に大きく左右される特徴や、地域によって再エネ事業に係る環境配慮の考え方が異なること等を踏まえると、**適正に環境配慮がなされた地域共生型の陸上風力発電を最大限導入していくためには、適切な立地誘導を図る仕組みが極めて重要。**
- 今後は、これまで制度案の設計に当たって検討してきた内容を十分に踏まえ、環境影響評価法の枠組みにとどまらず、**陸上風力発電の導入促進と、適正な環境配慮・地域共生を両立させるためのゾーニング制度の検討を進めていくことが必要ではないか。**
- 具体的には、地球温暖化対策推進法に基づく再エネ促進区域制度をはじめとした**ゾーニングに係る制度と、環境影響評価法に基づく環境影響評価制度の連携を強化し、ゾーニングによって一定程度環境配慮が確保されている事業に関する環境影響評価手続の在り方について検討を進めること**が考えられるのではないか。
- なお、環境省 地域脱炭素推進審議官グループでは、地域脱炭素政策の今後の在り方について検討するため、令和6年6月より、「地域脱炭素政策の今後の在り方に関する検討会」を開催している。再エネ促進区域制度については、令和6年11月14日に提示された検討会取りまとめにおいて、以下のような検討を行っていくこととされている。

④地域共生型・地域裨益型の再エネ導入の推進

- 地球温暖化対策推進法に基づく再エネ促進区域制度について、地域や事業者に対する更なる効果的なインセンティブの付与を検討するなど、促進区域内で実施される再エネ事業を拡大するための仕組みを検討する。その際、再エネの収益の一部を用いて地域に基金を造成し、地域の産業支援や課題解決に活用する等の事例も参考とする。
- 国から地方公共団体に対し、環境影響やゾーニング手法等に関する情報提供を行うこと等により、2024年の地球温暖化対策推進法改正も踏まえつつ、促進区域の案件形成のための積極支援を行う。
- 環境影響評価制度に關し、中央環境審議会において陸上風力発電事業の事業特性を踏まえた効果的・効率的な環境影響評価の在り方についての議論が進められており、当該議論を踏まえ、必要な措置を講じる。
- 上記のインセンティブ付与等を検討した上で、地域の状況も踏まえ、再エネの最大限の導入を図りつつ地域共生の観点から、再エネの新規立地を促進区域内に誘導するための制度的対応についても検討する。
- 再エネの地域共生・地域裨益、地産地消を推進する観点から、地域の再エネを活用して地域に裨益する事業を行う一定の要件を満たす地域エネルギー会社に対し、再エネの導入を推進するための制度的措置を検討する。

(参考) 温対法に基づく地域脱炭素化促進事業制度の仕組み



- 地球温暖化対策推進法に基づき、市町村が、再エネ促進区域や再エネ事業に求める環境保全・地域貢献の取組を自らの計画に位置付け、適合する事業計画を認定する仕組みが令和4年4月から施行。
- 地域の合意形成を図りつつ、環境に適正に配慮し、地域に貢献する、地域共生型の再エネを推進。

<制度全体のイメージ>

国
都道府県

促進区域に係る全国一律の環境配慮基準の策定
促進区域に係る地域の自然的・社会的条件に応じた環境配慮基準の策定

個別法令に基づく
事業計画の確認

協議

同意

市町村：促進区域等の策定

市町村が、
住民や事業者等が参加する協議会を活用し、
● 再エネ事業に関する促進区域や、
● 再エネ事業に求める
・地域の環境保全のための取組
・地域の経済・社会の発展に資する取組
を自らの計画に位置付ける。
※促進区域は、国や都道府県の基準に基づき定める。

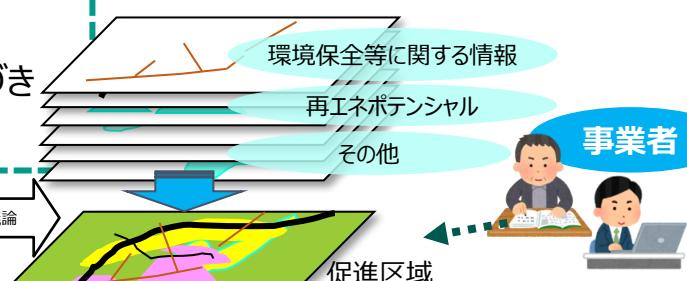
協議会



情報の重ね合わせと議論

事業者：事業計画の作成

事業者は、
● 協議会における合意形成を図りつつ、
● 市町村の計画に適合するよう再エネ事業計画を作成し、認定の申請を行う。



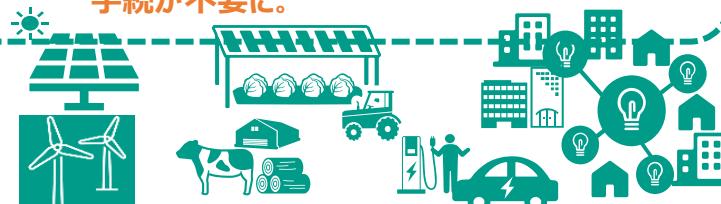
協議会の活用等により、合意形成がスムーズに

市町村：事業計画の認定

市町村は、事業計画の申請を受け、
● 事業者の代わりに国や都道府県に協議し、同意を得た上で、
● 市町村の計画に適合する、環境に適正に配慮し、地域に貢献する再エネ事業計画を認定。

※ 国・都道府県への協議は事業計画に関係法令の許可手続等を要する行為が記載されている場合のみ。この場合、認定事業は当該許可手続等が不要に（ワンストップ化の特例）。

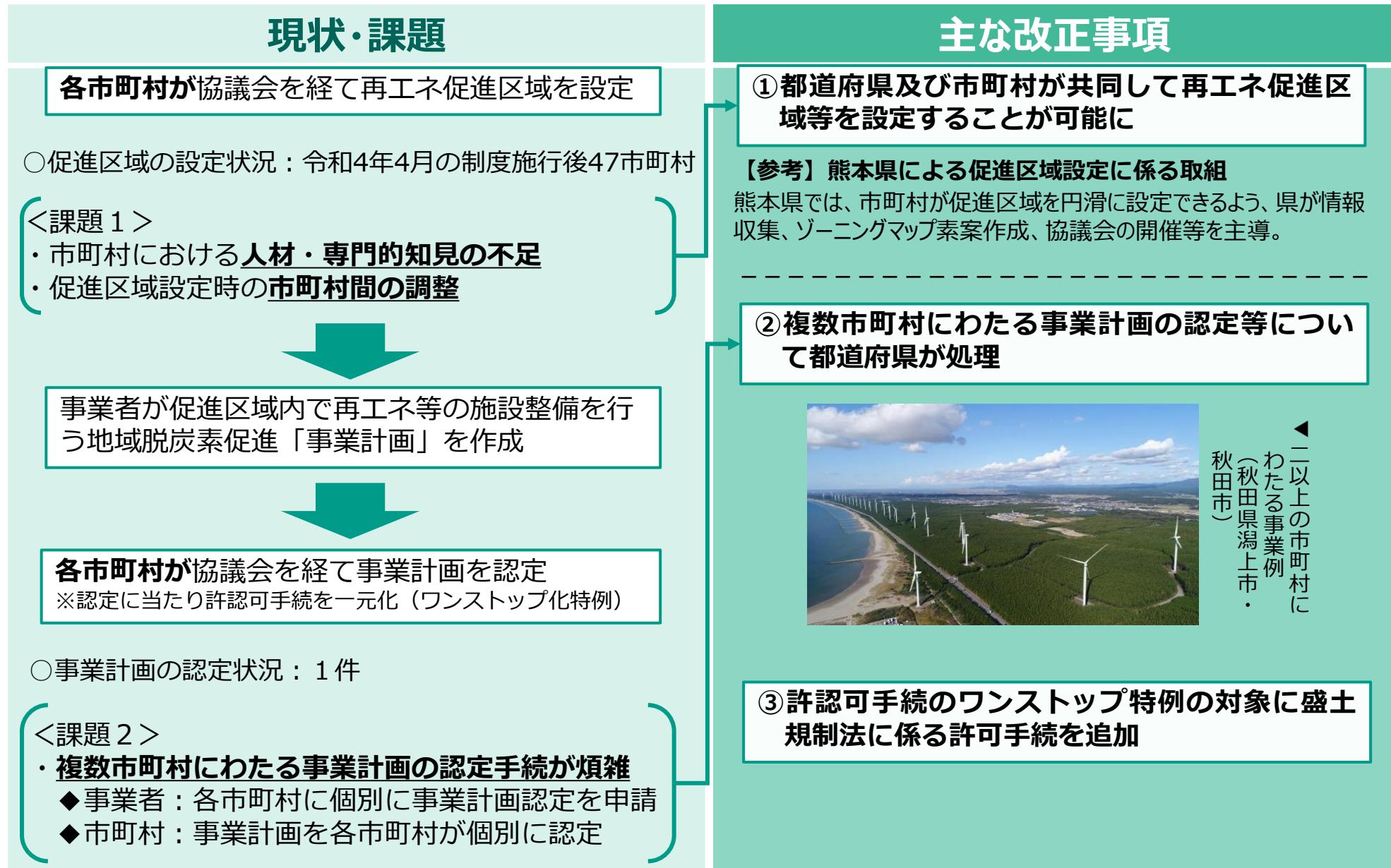
※ 都道府県の基準に基づいて策定された促進区域内における認定事業は、アセス法の配慮書手続が不要に。



地域に役立つ再エネ事業を誘致

地域資源である再エネの使い方や誘導したいエリアを、
地域自らが議論

- 令和6年6月、地球温暖化対策に関する法律を改正する法律が成立し、地域脱炭素化促進事業制度が拡充された。



(参考) 促進区域の設定状況一覧 (令和6年10月末時点) ①



- 令和6年10月末までに、47市町村において促進区域が設定されている。

地方	都道府県 市町村名	対象となる再生エネ種					
		太陽光	風力	水力	地熱	バイオマス	その他熱利用
北海道	北海道 石狩市	○					
	北海道 当別町	○		○		○	○
	北海道 知内町	○	○				
	北海道 八雲町	○					
	北海道 せたな町	○	○				
	北海道 幕別町	○					
	北海道 鈎路町	○					
東北	岩手県 紫波町	○					
	福島県 浪江町	○	○				
関東	栃木県 宇都宮市	○					
	埼玉県 さいたま市	○					
	埼玉県 所沢市	○					
	埼玉県 入間市	○					
	東京都 大島町	○				○	○
	神奈川県 小田原市	○					
	神奈川県 厚木市	○					
	長野県 箕輪町	○					
	長野県 南箕輪村	○					
	長野県 宮田村	○					
	長野県 飯綱町	○					

(参考) 促進区域の設定状況一覧 (令和6年10月末時点) ②



地方	都道府県 市町村名	対象となる再生エネルギー種					
		太陽光	風力	水力	地熱	バイオマス	その他熱利用
北陸	新潟県 長岡市	○					
	富山県 富山市	○					
	富山県 氷見市	○					
	富山県 小矢部市	○					
東海	岐阜県 恵那市	○					
	静岡県 磐田市	○					
	静岡県 函南町	○					
	愛知県 岡崎市	○					
	愛知県 稲沢市	○					
近畿	滋賀県 米原市	○					
	京都府 綾部市	○					
	京都府 京丹後市	○					
	兵庫県 加西市	○					
	奈良県 奈良市	○					
	奈良県 田原本町	○					
	和歌山県 日高川町	○					
中国	島根県 美郷町	○					
	岡山県瀬戸内市	○					
四国	徳島県 阿南市	○					
	愛媛県 松山市	○					
九州	福岡県 福岡市	○					
	福岡県 うきは市	○				○	
	福岡県 須恵町	○					

(参考) 促進区域の設定状況一覧 (令和6年10月末時点) ③

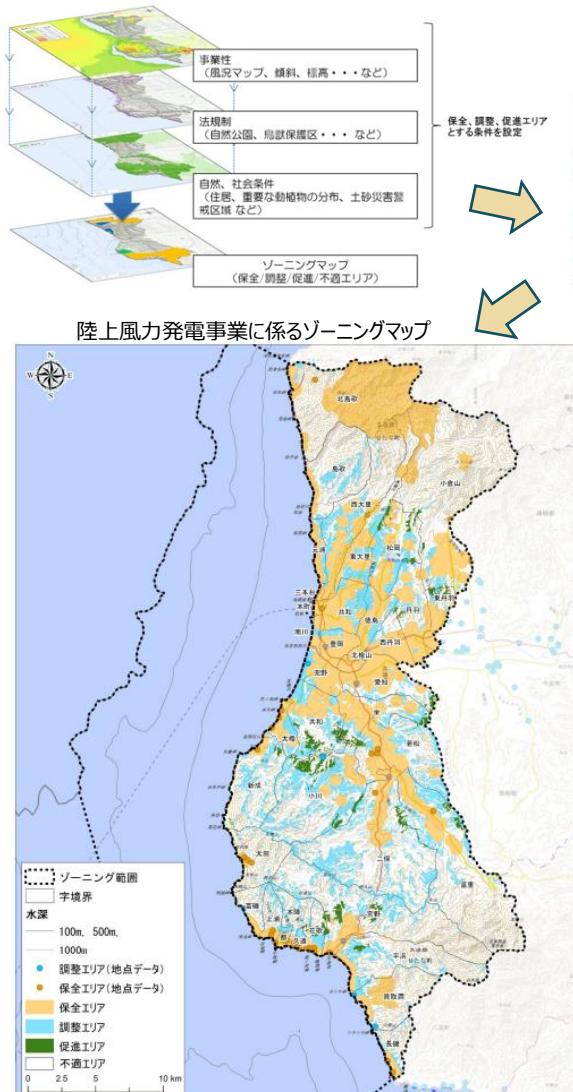


地方	都道府県 市町村名	対象となる再生エネ種					
		太陽光	風力	水力	地熱	バイオマス	その他熱利用
九州	佐賀県 唐津市	○	○	○		○	
	熊本県 球磨村		○				
	鹿児島県 鹿屋市	○					○
	鹿児島県 霧島市	○					
計		46	5	2	0	4	3

(参考) 風力発電設備に係る促進区域の設定事例：北海道せたな町



- 北海道せたな町では、無秩序な開発を抑制することを目的として、環境保全を優先するエリアと導入が可能なエリアとを明確化。自然環境条件、社会条件、事業性等の調査を踏まえて総合的に評価するとともに、「せたな町地域エネルギービジョン」における導入目標を見据えながら、ゾーニングの結果を促進区域にも反映し、地域での円滑な再エネ事業の導入を図っている。



地域脱炭素化促進施設の種類及び規模

陸上風力発電事業 350MW程度

地域脱炭素化促進事業の目標

新規運開 5件 目安約350MW (70MW×5件)

促進区域

陸上風力発電のゾーニングによる促進エリア及び調整エリア

地域の環境の保全のための取組

騒音、動植物の重要種・注目すべき生息地、景観等の観点から、ゾーニングマップのみでは情報が不足することから、事業計画を具体化する段階で特に配慮が必要となる事項を設定

地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

- 「せたな町地域エネルギービジョン」(令和5年2月)に記載された「具体的な取組」の推進に協力すること。
- ①を通じて、特に、地域脱炭素化促進施設から得られた電気の地産・地消の取組や、再エネ基金への寄付による町内の再エネ活用促進の取組を進めること。

地域の環境の保全のための取組記載例～風車の影～

事業計画を具体化する段階では、風車の影の影響については、一般的な調査範囲として採用されている風車（ローター）直径の10倍の範囲において、周辺の住居、環境保全施設等の分布（窓の有無等）を調査したうえで、採用する風車規模および配置による風車の影の影響を予測・評価し、影響の程度（風車の影がかかる可能性及びその時間等）に応じた環境保全措置を検討する必要がある。また、地域住民に対する丁寧な説明を行い、合意形成を図る必要がある。特に、小倉山、丹羽、東丹羽、若松、宮野、花歌には促進エリアから2km圏内に住居や環境配慮施設等が密集しており、配慮が必要である。

(参考) 地域脱炭素政策の今後の在り方に関する検討会について



地域脱炭素政策の推進については、国・地方脱炭素実現会議による地域脱炭素ロードマップ策定及びこれを踏まえた地球温暖化対策計画の改訂以降、2025年度までの5年間を集中期間として、あらゆる分野において、関係省庁が連携して、脱炭素を前提とした施策を総動員していく方針に沿って、取組を進めてきた。政府としては、地球温暖化対策計画の見直しを含めた気候変動対策について、今年度末目途の計画改訂を目指して審議していくこととしており、地域脱炭素政策についても2026年以降の取組について具体化を図る必要があるため、地域脱炭素政策の今後の在り方について、高度な識見を有する学識経験者等に御検討いただくことを目的として、「地域脱炭素政策の今後の在り方に関する検討会」を開催。

委員名	所属	開催概要
秋元 考之	芝浦工業大学 建築学部長・教授	第1回：6月28日（金） 地域脱炭素政策の進捗状況 (環境省の地域脱炭素政策の取組状況説明)
皆藤 寛	日本・東京商工会議所 産業政策第二部課長	第2回：7月25日（木） 地域脱炭素政策の進捗状況 (環境省及び関係府省の地域脱炭素政策の取組状況説明)
白戸 康人	国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 気候変動緩和策研究領域長	第3回：8月1日（木） 地方公共団体ヒアリング
末吉 里花	一般社団法人工シカル協会 代表理事	第4回：9月10日（火） 民間事業者等ヒアリング
諏訪 孝治	長野県 環境部長	第5回：9月25日（水） 金融機関等ヒアリング
勢一 智子	西南学院大学 法学部 教授	第6回：10月8日（火） 論点整理
竹ヶ原 啓介	政策研究大学院大学 教授	第7回：10月29日（火） 取りまとめ骨子（案）
谷口 守	筑波大学 システム情報系社会工学域 教授	第8回：11月14日（木） 取りまとめ（案）
西尾 チヅル	筑波大学 副学長	
オブザーバー	内閣府（地方創生）、消費者庁、金融庁、文部科学省、総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、全国知事会、全国市長会、全国町村会、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、全国信用金庫協会	

論点2－2. 小規模事業に係る効果的かつ 効率的な環境配慮の確保

■背景

- 環境影響評価法の対象事業については、**事業の規模、すなわち土地改变面積や出力（発電所の場合）と、環境影響の程度との間に正の相関**関係があり、**事業の規模が小さい場合には、環境影響の程度も小さくなることが一般的**であると整理されている。

- 法対象事業全般における「規模が大きく、著しい影響のおそれがある事業」の考え方

- ・法対象事業の「規模が大きく、著しい影響のおそれがある事業」の考え方は、いわゆる面的事業、線的事業、点的事業に区分し、土地の形状の変更等による事業の規模や、環境負荷の発生・排出の度合いに着目して設定されている。
- ・土地区画整理事業や工業団地造成事業、太陽電池発電所等のいわゆる面的事業は、面積100haがメルクマールとして設定されている。
- ・面的事業のうち、埋立て・干拓事業は、海岸線の変更に伴う流況の変化等、周辺の海域への影響を伴うため50ha、さらに廃棄物最終処分場は、より配慮が必要な廃棄物を取り扱うという事業特性を踏まえて30haと、通常の面的事業より厳しい要件が設定されている。
- ・道路・鉄道のいわゆる線的事業は、一般的に見込まれる影響範囲として両側それぞれ50mを想定し、これが100haに相当する長さ10kmを要件としている。
- ・その他火力発電所等のいわゆる点的事業は、面的規模ではなく環境負荷の発生・排出量等に着目し、施設の能力を基準として設定されている。

- 一方で、**風力発電については、事業そのものの特殊性として、風車（ブレード・タワー）自体が環境影響の発生源となっており、事業の規模（出力）の大小ではなく、風車が設置される立地環境によって、環境影響の程度が大きく左右される**。そのため、風力発電では、**環境影響評価法の対象規模未満の小規模な事業であっても、立地環境によっては、大きな環境影響が生じるおそれがあることが課題となっている**。

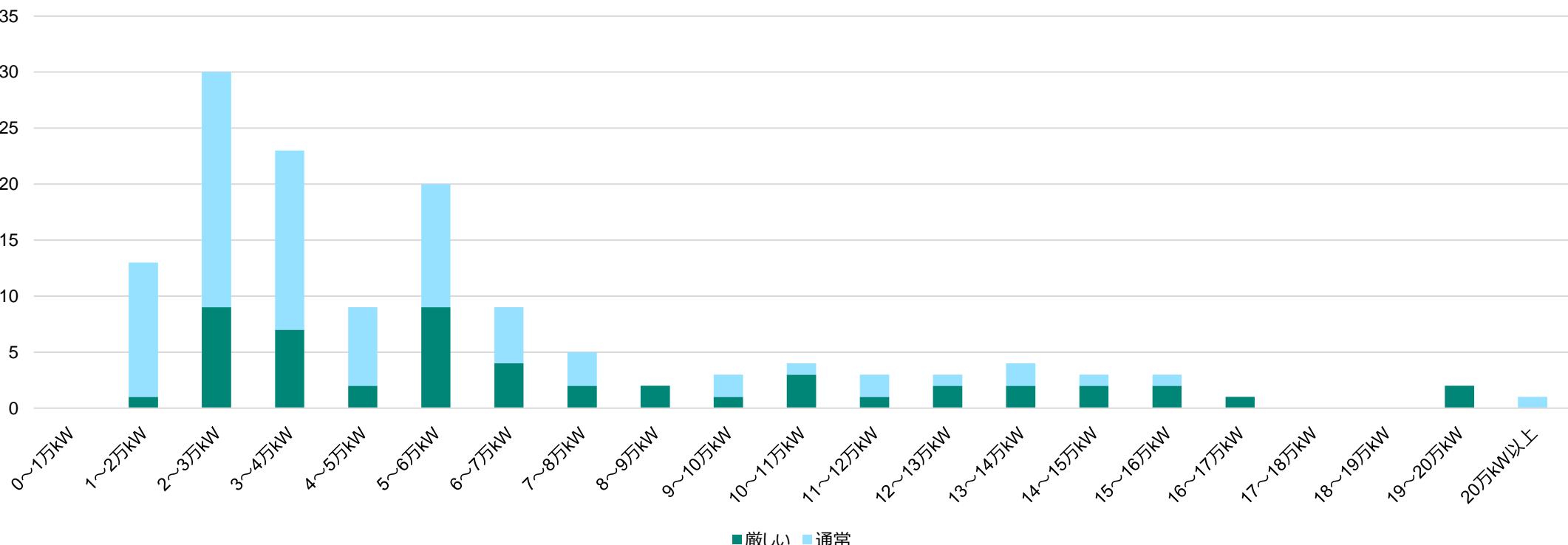
※北海道において、一定の期間内に、オジロワシの衝突事故が最も多く確認された風力発電は、風車3基で構成される小規模事業であったことから、小規模事業であっても、立地環境によっては、大きな環境影響を生じる可能性を示唆する研究もある（北海道におけるオジロワシ *Haliaeetus albicilla* の風力発電用風車への衝突事故の現状（白木彩子、2012））。

(参考) 陸上風力発電に係る厳しい環境大臣意見の発出状況



- 過去の環境影響評価の実績を確認すると、現行の第二種事業の規模要件を下回る1万～3.75万kWの範囲内における**小規模な事業についても、環境影響が大きいおそれがあること等を理由に、厳しい環境大臣意見が15件／58件（平成26年度～令和5年度）発出**されている状況。

厳しい環境大臣意見の発出状況



※集計期間：平成26年4月～令和6年3月

※厳しい大臣意見の基準：事業実施区域の縮小、風車の配置見直し・基数の削減、追加調査等の実施を求めたもの

(鳥類に関する意見の例)

- 周辺でオジロワシの飛翔が高い頻度で確認されているとともに、北側の斜面付近ではオジロワシの旋回が多く確認されていることから、当該**鳥類の風力発電設備への衝突を回避するため、配置の再検討を行い、北側の斜面から可能な限り離隔を確保すること。**
- 対象事業実施区域及びその周辺で**オジロワシのバードストライクが発生**していることから、専門家等の助言を踏まえ、**配置の変更や区域の見直しを含む事業計画の見直し**を行うこと。
- 対象事業実施区域及びその周辺でチュウヒの生息及び繁殖が確認されていることから、**チュウヒに対する重大な影響を回避するため、A地点の設置の取りやめを含む抜本的な見直しを行うこと**。また、B地点及びC地点についても、専門家等からの指導・助言を踏まえ、配置の再検討によるチュウヒの重要な生息地からの離隔の確保、**工事時期の調整及び繁殖期における稼働制限等の環境保全措置を適切に講ずること**。
- 国内希少野生動植物種に指定されたオジロワシが繁殖しているほか、オオワシ、オオタカ、ハイタカ等の希少猛禽類の飛翔が高頻度で確認されており、本事業によるこれらの**希少猛禽類への重大な影響が懸念**される。このため、**重要な鳥類に対する環境影響を回避・低減する観点から、当該地域における必要性を踏まえてさらに1巣巣期の追加調査を実施**すること。

(騒音に関する意見の例)

- **近隣住居等への影響が懸念される一部の風力発電設備**について、**風車の配置の再検討や低騒音型の風力発電設備の採用を検討**すること。

(景観に関する意見の例)

- **展望台から見る風力発電設備が湿原越しの山の稜線を切断しないよう、風車の設置の必要性を再検討**するとともに、**設置の必要性があれば稜線を切断しないよう配置及び高さを見直すこと。**

(参考) 各地方公共団体における風力発電に係る条例の制定状況

- 各地方公共団体における環境影響評価条例では、**全国の38道府県、16の政令で定める市において、風力発電が対象事業とされている。**このうち、**6県（青森、岩手、秋田、石川、三重、鹿児島）**では、**令和3年度の法に基づく規模要件の改正以降、新たに風力発電が条例の対象事業に追加**されている。

※風力発電所を対象事業としていない場合においても、土地改変等に係る要件により、風力発電が条例対象となり得る場合には、各条例において風力発電が環境影響評価手続の対象事業になると整理し、集計を行った。

政令指定都市
札幌市
仙台市
さいたま市★
千葉市
横浜市
川崎市
相模原市
新潟市
静岡市
浜松市
名古屋市
京都市
大阪市
堺市
吹田市
神戸市
尼崎市
岡山市
広島市
北九州市
福岡市

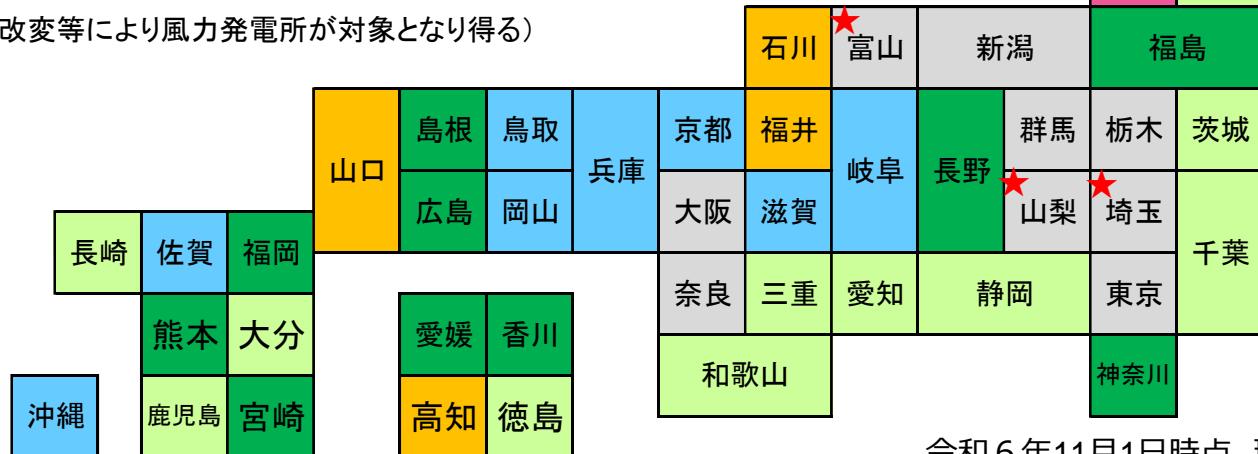
第一種事業（必ず環境影響評価手続を行う事業）の下限値

凡例

50,000kW以上
37,500kW
10,000kW
7,500kW
5,000kW～7,500kW未満（福島県以外はすべて5,000kW）
5,000kW未満

風力発電所は対象外

（ただし、★印では土地改変等により風力発電所が対象となり得る）



令和6年11月1日時点 環境省調べ

※地域区分に応じて規模要件を設定している場合は、自然環境保全上の指定区域等ではない一般的な地域区分の下限値を第一種事業の下限値として整理した。なお、相模原市については、風力発電所立地の可能性があると想定されるB地域の基準を第一種事業の下限値として整理した。

※愛知県では、第一種事業の規模要件の上限値が定められている。

※山梨県では、法の第二種事業で手続不要と判定された事業についてのみ、条例の第一分類事業として条例手続の対象となる。

※川崎市、名古屋市では、発電施設として風力発電が対象となる。

※堺市では、風力発電については、第二種分類事業（第二種分類事業では、スクリーニング判定は実施されない一方で、一部手続が簡略化される。）の規模要件のみ設定されている。

論点に対する今後の対応方針案



■今後の対応方針案(御議論いただきたい事項)

- 環境配慮がなされた地域共生型の再生可能エネルギーを最大限導入していくためには、**小規模な事業であっても法の対象とし、大きな環境影響のおそれがある風力発電については、効果的・効率的な環境影響評価の実施を図っていくことが必要**ではないか。また、そのためには**どのような制度的措置が考えられるか**。

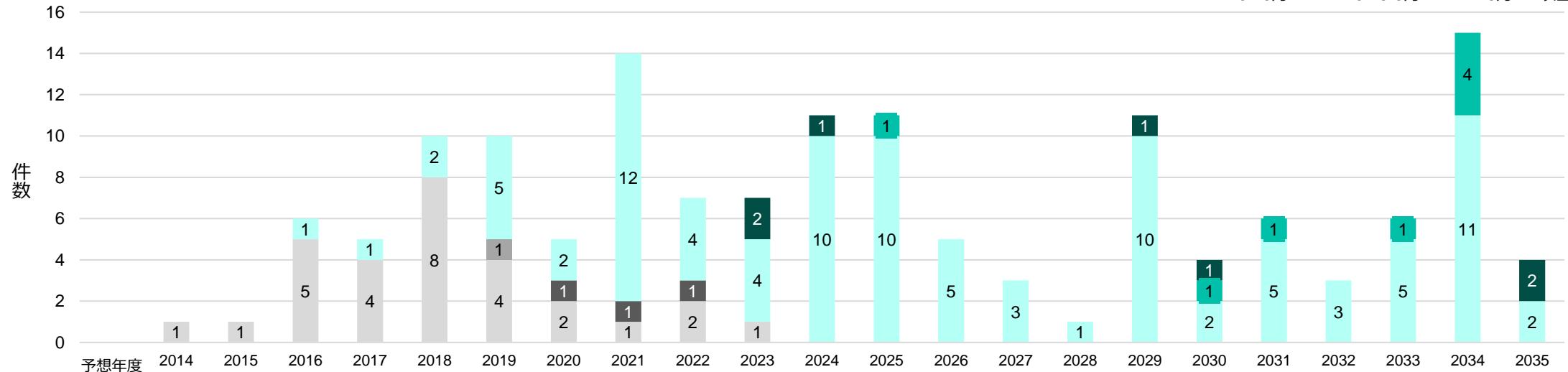
論点2－3. リプレース事業に係る環境影響評価 手続の合理化

■背景

- **風力発電所のリプレース**については、総出力はリプレース前後で同程度である場合が多い一方で、単機出力が大きくなると、一般に設備利用率が向上し、**より多くの発電電力量が見込まれる**。また、リプレース前の風力発電所は風況の良い地域に立地していることが多いことから、**風力発電所のリプレースは、再生可能エネルギーの主力電源化に資する**と考えられる。
- **今後リプレース事業は増加することが予想される**が、現行制度では、リプレース事業について新設と同様の環境影響評価手続の実施を求めており、**環境影響評価手続の実施に長期の時間を要している**状況。また、リプレース事業については、既存の発電設備等を更新する事業であることから、環境影響評価を行う際には、設備等を更新した際に追加的に生じる環境影響に着目することが重要。
- リプレース事業の実施に当たっては、その事業特性も踏まえた、**環境影響評価手続の合理化について検討する必要がある**。

リプレースに係る環境影響評価手続の件数予想（1万kW以上）

環境影響評価手続に着手済み：■ 1-3.75万kW ■ 3.75-5万kW ■ 5万kW以上
環境影響評価手続に未着手：■ 1-3.75万kW ■ 3.75-5万kW ■ 5万kW以上



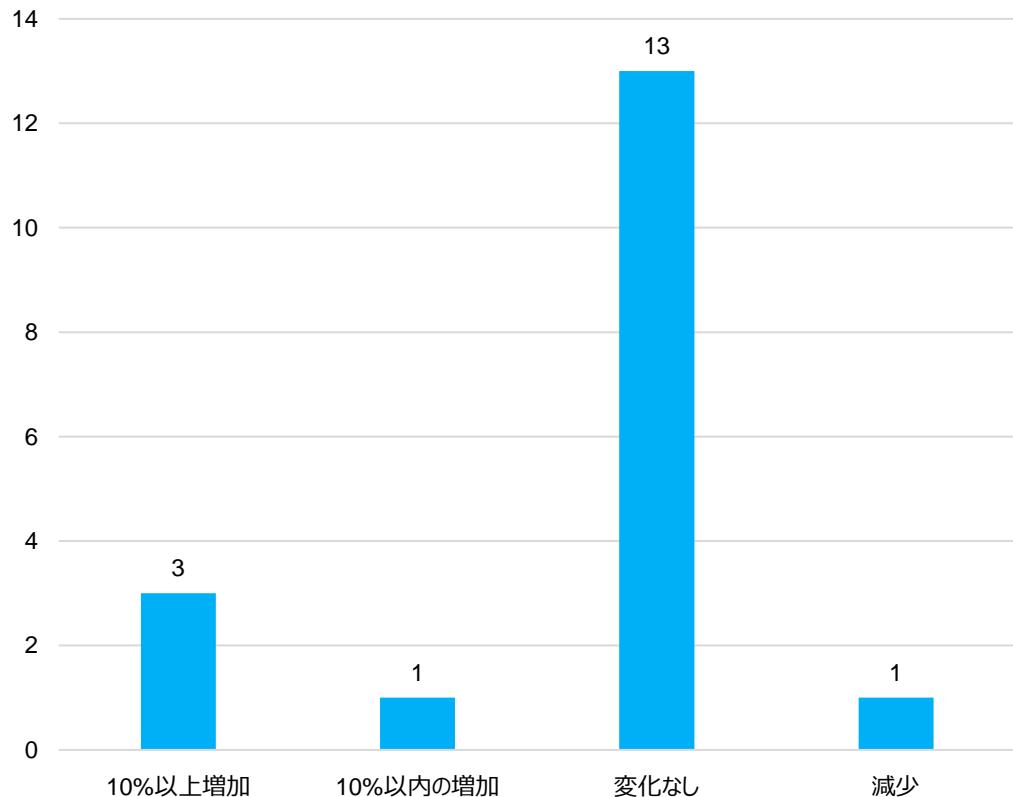
既設事業の運転開始から、リプレース事業に係る環境影響評価手続の開始までの期間を15年と想定した（既にリプレース事業に係る手続が開始されている33件の事業の平均値から算出。）。
出典：既設風力発電所の運転開始年の出典は、EADASデータ。リプレース事業に係る手続の実施状況は、環境省データにより確認。（令和6年8月時点）

(参考) 陸上風力発電に係るリプレース事業の特徴①

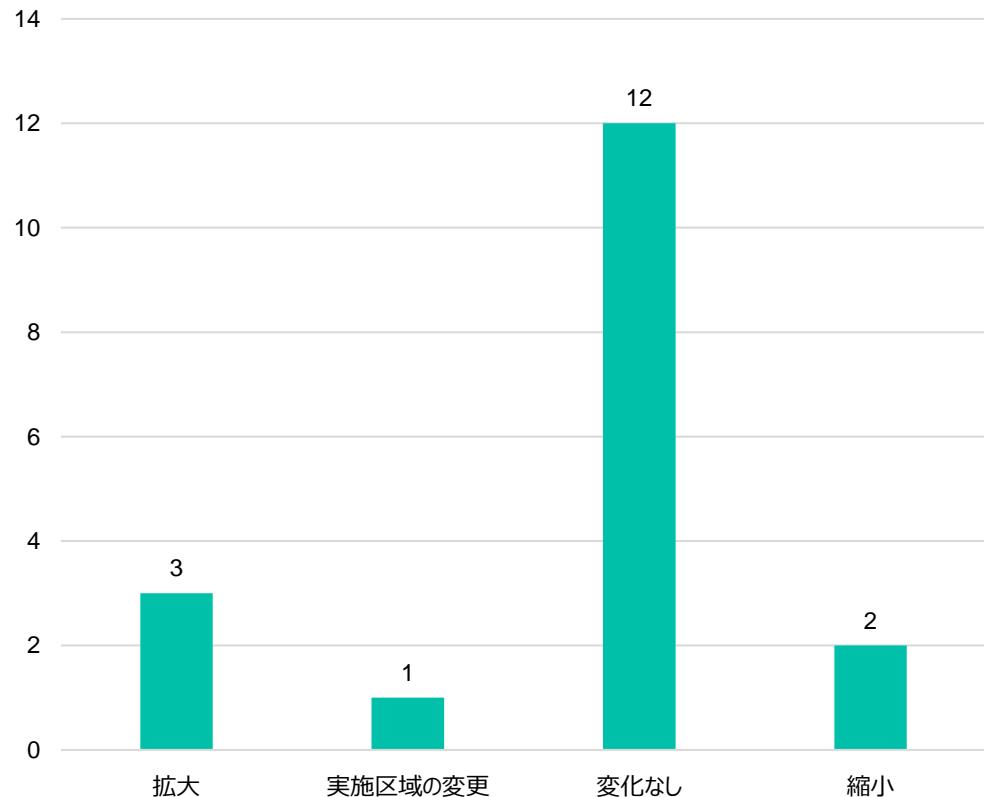


- 陸上風力発電に係るリプレース事業では、一般に、事業全体の出力及び対象事業実施区域に大きな変化が見られないことが多い。

既設事業に対する事業全体の出力の変化



既設事業に対する対象事業実施区域の変化



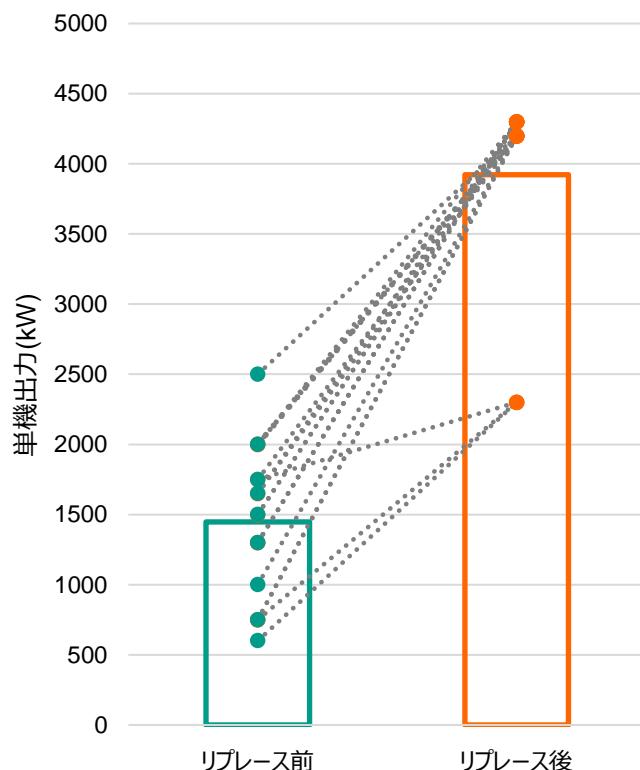
※陸上風力発電に係るリプレース事業のうち、令和6年3月末までに評価書手続まで終了している18事業を対象に、データの分析を行った。

※リプレース前の発電所については、対象事業実施区域に係る情報が確認できなかったため、風車の設置位置の移動が300m以内の場合、対象事業実施区域に変化ないと判定した。

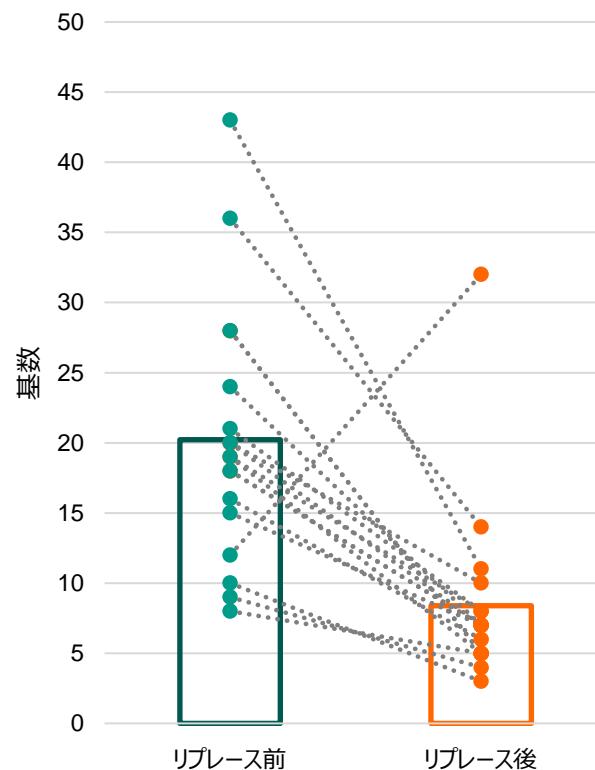
(参考) 陸上風力発電に係るリプレース事業の特徴②

- 陸上風力発電に係るリプレース事業では、一般に、風車の単機出力、地上高が増加する傾向にある一方で、発電所全体の風車の基数は減少する傾向にある。

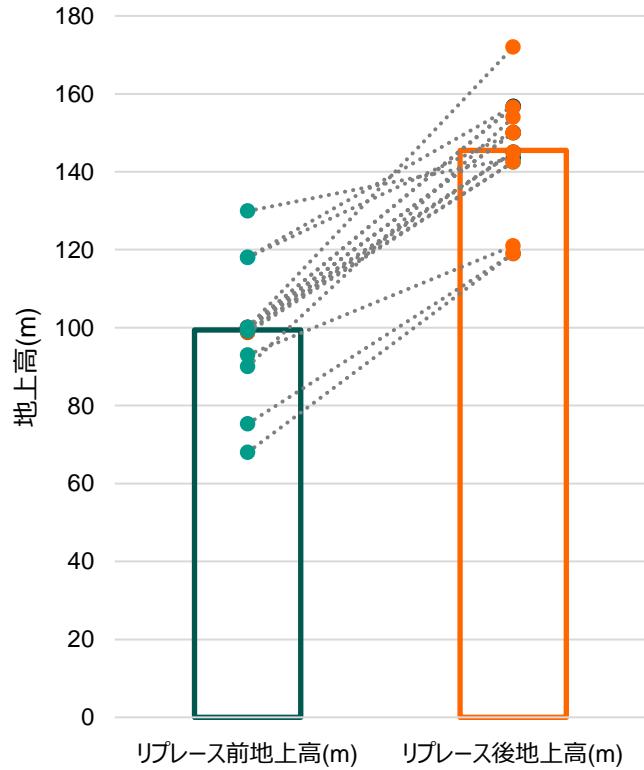
風車の単機出力の変化



発電所全体の風車の基数の変化



風車の地上高の変化



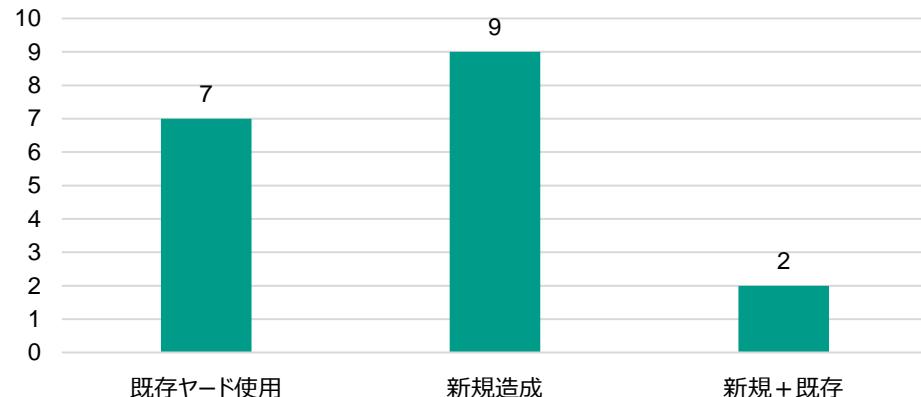
※陸上風力発電に係るリプレース事業のうち、令和6年3月末までに評価書手続まで終了している18事業を対象に、データの分析を行った。

(参考) 陸上風力発電に係るリプレース事業の特徴③

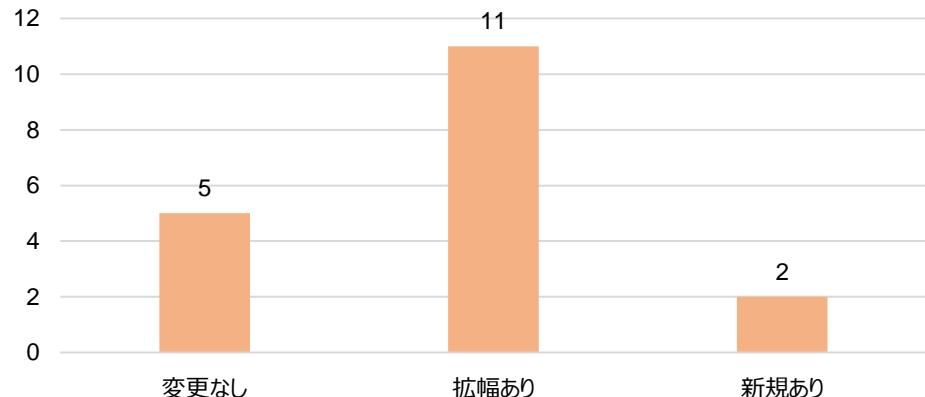


- 陸上風力発電に係るリプレース事業では、一般に、既設の作業ヤードやアクセス道路が活用される形で、工事が進められることが多く、新設事業に比べ、大規模な土地改変を伴わない場合が多い。

風車のヤード

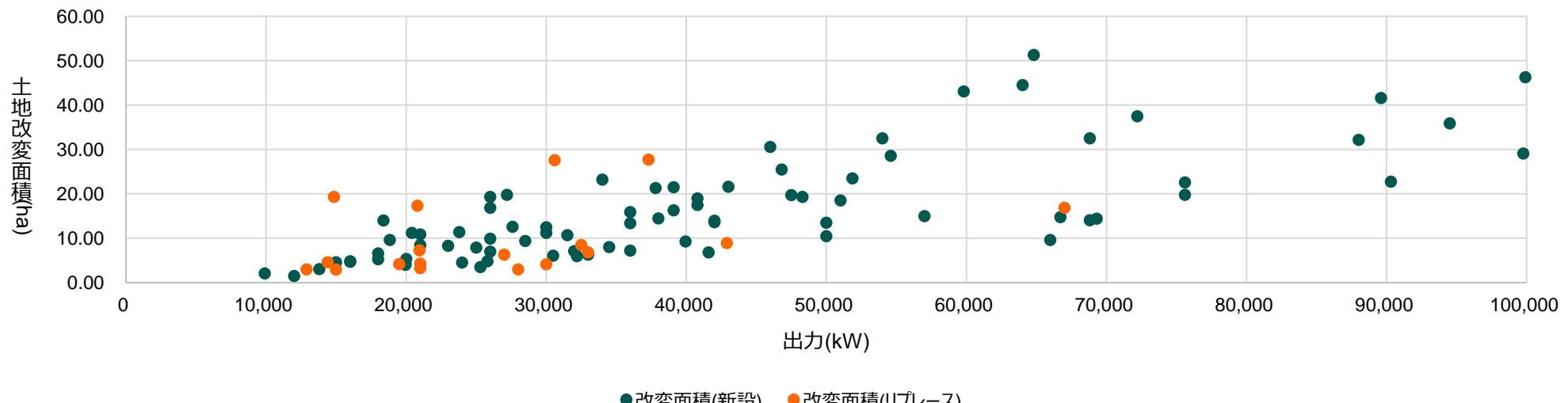


アクセス道路



※陸上風力発電に係るリプレース事業のうち、令和6年3月末までに評価書手続まで終了している18事業を対象に、データの分析を行った。

総出力と土地改変面積



(参考) 風力発電のリプレースに係る環境影響評価の合理化の状況



■対応状況

- リプレースに係る環境影響評価の合理化を図るために、**環境影響評価の項目の絞り込み、調査予測手法の簡略化の考え方等をガイドラインとして取りまとめ、令和2年に公表。**
- 当該ガイドラインの公表以降に方法書が提出されたリプレース事業のうち、準備書手続まで終了した6事業を対象とし、環境影響評価の合理化の状況を確認したところ、**3事業において、当該ガイドラインを参考とした項目の絞り込みが実施**されていた。
- 一方で、事業者からは、当該**ガイドラインで示した考え方**が各地方公共団体の審査において十分に考慮されてないこと、合理化の対象となる**条件が昨今の実態に即しておらず、ガイドラインを適用できる事業が少ないと**等について指摘がなされている。

<ガイドラインに示された考え方の例>

- 新たな土地の改変がない場合には、『植物』については項目として選定しないことが可。新たな土地の改変がある場合であっても、改変区域に特に重要な自然環境のまとまりの場がない場合には、植物相の調査は不要。
- 『動物』について、動物相の調査は不要。飛翔性動物（鳥類等）については、調査を行うが、既設の風力発電所におけるバードストライク調査を行つておけば、リプレース後の施設に関する飛翔調査は不要（ただし、既存情報によりイヌワシ・オジロワシが生息する場合等を除く。）。
- 『騒音』について、既存の風力発電所による影響が小さいことが明らかなときは調査不要。それ以外の場合も、調査の頻度や期間を合理化可能。
- その他、『地形地質』等の項目についても、現地の状況等により項目として選定しないことが可能。

<ガイドラインの活用状況>

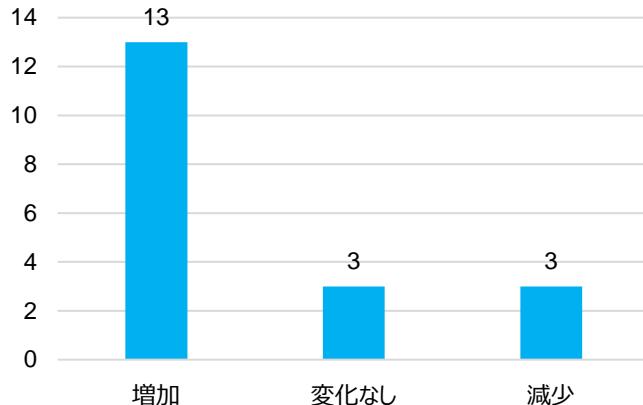
	合理化された項目	合理化の理由
A事業	なし	
B事業	生態系	リプレース事業のため、大規模な改変を行わず、地域を特徴付ける生態系の改変を避けた計画としたため。
C事業	生態系	リプレース事業のため、大規模な改変を行わず、地域を特徴付ける生態系の改変を避けた計画としたため。
D事業	風車騒音	2km以上の離隔があり、既設の風車とリプレースの風車を比較して、寄与値がリプレース後の方が小さいため
E事業	なし	
F事業	なし	

※当該ガイドラインにおいて想定したリプレース事業は、リプレース後の風力発電設備がリプレース前のものから300m以内の範囲であることに加え、リプレース後の風力発電所の出力がリプレース前から10%以上増加しないものとなっている。

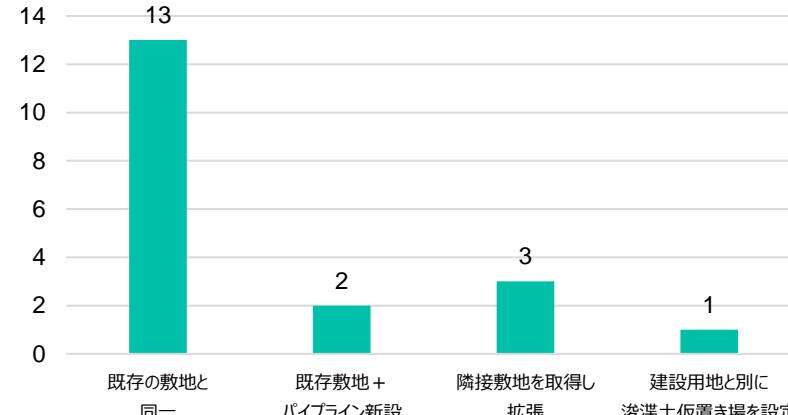
(参考) 風力発電以外の発電所に係るリプレース事業の特徴

●火力発電に係るリプレース事業

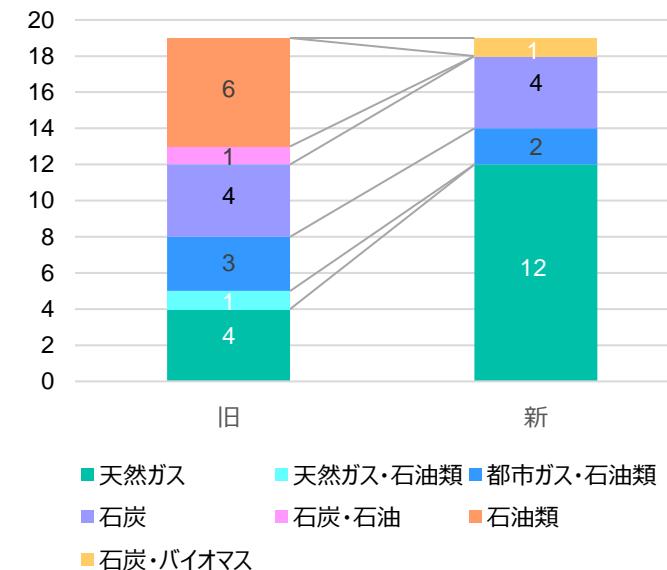
発電所の出力



事業実施区域



燃料の変化



※火力発電に係るリプレース事業のうち、令和6年3月末までに評価書手続まで終了している事業を対象に、データの分析を行った。

●水力発電及び地熱発電に係るリプレース事業

事業種	規模			配置・区域の変更		備考
	旧	新		旧	新	
水力	62,600kW (15,650kW×4台)	66,600kW (33,300kW×2台)	増加	-	変更前と同じ	土地改変あり。
地熱	15,000kW	14,900kW	ほぼ変化なし	-	変更前と同じ	生産井・還元井（各5本）の掘削を行う。
地熱	23,500kW	14,990kW	減少	-	変更前と同じ	発電棟と冷却塔の位置変更。既造成地に設置する計画であり、新たな土地造成はない。
地熱	12,500kW	14,500kW	増加	-	変更前と同じ	総延長約500mの蒸気輸送管を敷設予定。土地改変あり。

※水力発電及び地熱発電に係るリプレース事業のうち、令和6年3月末までに評価書手続まで終了している事業を対象に、データの分析を行った。

論点に対する今後の対応方針案

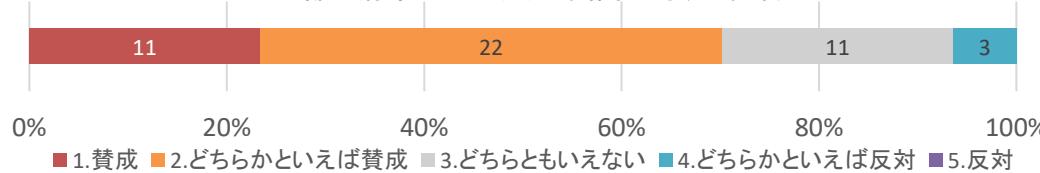


■今後の対応方針案(御議論いただきたい事項)

- リプレース事業については、既に事業実施区域や事業規模が特定されていることが一般的であり、事業計画の立案段階において、事業実施想定区域・事業規模等について既存文献等の情報を基に検討を行うこととされている配慮書手続を改めて課す必要性が低いと考えられる。そのため、既設の発電所から、**事業実施区域・事業規模等に大きな変更がないリプレース事業については、配慮書手続を適用除外とすることが合理的ではないか。**
- また、リプレース事業に係る配慮書手続の適用除外については、配慮書手続の趣旨を踏まえると、風力発電に限定せず、他の事業種についてもそれぞれの事業の特性を考慮しつつ対象とし得る制度とすることが妥当ではないか。
- 一方で、配慮書手続については、地域住民等が事業の存在について早期の段階で知ることができるという制度上の意義が存在。そのため、事業者は、**配慮書の作成に代わり、事業概要を作成し、その内容を主務大臣に届けるとともに公表するような仕組みが必要**ではないか。
- また、リプレース事業については、全体的な傾向として、新設事業と比較して影響を受ける環境影響評価項目が限定的であると考えられることから、事後調査の結果等も適宜活用の上、スコーピングを適切に行い、効率的・効果的な調査等を行うことが重要。一方で、現状では、ガイドラインを活用し、十分なスコーピングがなされていない状況にあることから、スコーピングをより強化し、**リプレース事業における環境影響評価項目の絞り込みが適切になされるための措置が必要**ではないか。

■地方公共団体へのアンケート：法におけるリプレース事業について、（1）配慮書手続を適用除外とし、事業概要の作成・公表に代えること、（2）スコーピングをより適切に行うための調査、予測及び評価の方法の検討に係る指針等を整備することについて、貴団体の御所感を御教示ください。

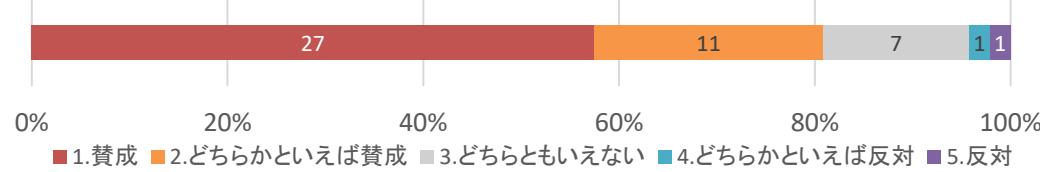
47都道府県からの(1)の質問に対する回答



21の政令で定める市からの(1)の質問に対する回答



47都道府県からの(2)の質問に対する回答



21の政令で定める市からの(2)の質問に対する回答



3. その他の現行制度の課題への対応

前回答申において御指摘いただいた今後の検討課題



- 平成22年に取りまとめられた中央環境審議会の答申（今後の環境影響評価制度の在り方について）において、今後の検討課題として御指摘された検討事項は以下のとおり。

御指摘事項	答申における記載内容
将来的に実施が見込まれる事業種への対応	<p>現時点で、将来的に実施が見込まれる事業のうち、規模が大きく環境影響の程度が著しいと考えられる事業としては、放射性廃棄物処分場の建設事業及び国内での実証試験実施に向けた検討が開始されている二酸化炭素の回収・貯留に関する事業がある。これらの事業については、国の関与のもとに、何らかの形で環境影響評価を行う仕組みの検討が必要である。</p> <p>放射性廃棄物最終処分場での最終処分の開始は平成40年（2028年）代後半目途であり、二酸化炭素の回収・貯留については平成32年(2020年)までの実用化が目指されている等、これらの事業は現時点では実証試験等の段階にあることから、知見を蓄積し、実用化の状況を見た上でこの法律の対象に追加するかどうかを判断すべきである。</p>
許認可の反映	<p>法の対象事業について許認可等を行った際に、環境影響評価の結果をどのように考慮したかを公表する仕組みを設けるべきとの意見もあるが、他制度での類似の事例が少ないと個別法で対応するべきとの考え方もあることも踏まえ、導入の可能性について検討することが適当である。</p>
生物多様性の保全に関する技術	<p>生物多様性オフセット（開発事業により引き起こされる生物多様性に対する悪影響を、それを低減するのに適切な措置を実施した後、それでもなお残存する悪影響を対象とした代償行為により得られる定量可能な保全の効果）等の生物多様性の保全に関する新たな技術動向について整理が必要である。</p> <p>生物多様性オフセットは、生物多様性の損失を最小限にする手段の一つとして有効な一面もある。まずは、国内外の事例の蓄積が必要であり、基本的事項の検討の場において具体的に議論すべきである。</p>
戦略的環境アセスメントの充実	<p>生物多様性基本法において、国は、事業に関する計画の立案段階等での生物多様性に係る環境影響評価を推進することとされている。このため、将来的には、今後の社会状況の変化を踏まえた上で、生物多様性に影響を及ぼすおそれのある事業について適切な環境配慮の更なる推進を図っていく必要がある。また、個別の事業における環境影響評価では対応できない広域的複合的影響への配慮をSEAにおいて行うことや、事業者が利用可能な生物多様性情報等を踏まえてSEAの実施の必要性を判断するような仕組みについても検討する必要がある。</p> <p>さらに、環境基本法第19条にもあるとおり、国は、環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たって、環境の保全について配慮することが必要である。将来的には、今後の社会状況の変化を踏まえた上で、諸外国等で実施されている個別の事業の計画・実施に枠組みを与えることになる上位の計画や政策の検討段階を対象とした環境配慮の枠組みを、我が国のSEAとして導入することについても検討する必要がある。</p>
環境影響評価手続に係る不服申立・争訟手続	<p>環境影響評価制度において不服申立や争訟の手続を構築することについて検討すべきであるという意見がある。具体的には、環境影響評価手続において環境保全上の見地からの意見を提出した者に法律上の利益があるという整理に立ち、提出した意見の扱われ方に關して不服がある場合について救済手続を設けるべきではないかという考え方や、団体訴訟の導入により争訟手段を確保すべきではないかという考え方がある。</p> <p>国際的には、「環境に関する、情報へのアクセス、意思決定における市民参加、司法へのアクセスに関する条約」（オーフス条約）の制定により環境という公益を保護するための司法手続へのアクセスの保障が進んでいること等を踏まえれば、環境影響評価手続における争訟手続の取扱についても検討を進める余地がある。しかし、これらを、環境影響評価法という個別法において取り扱うべきかどうかについては、法の体系の観点からも慎重な検討が必要である。また、個別法で取り扱うとしても、提出した意見の扱われ方に不服があるだけでなく当該事業の許認可に誤りがあることの証明を要求するかどうか等、検討すべき数多くの課題が指摘されている。加えて、環境影響評価法に、争訟手続の特例を設けた場合には、都市計画法(昭和43年法律第100号)のような制度への影響が生じることを懸念する意見や、事業の円滑な実施の妨げとなることを危惧する意見がある。</p> <p>このように、環境影響評価手続に係る不服申立・争訟手続については、上述の他制度との整合性等にも十分に留意し、今後の課題として検討していくことが必要である。</p>

これまでの合同会議において委員及び関係団体から頂戴した主な御意見



■ その他の現行制度の課題に関する御意見①

(情報発信関係)

- **環境影響評価図書の継続的な公開については、後続事業の環境影響評価の効果的かつ効率的な実施、事業全体の環境負荷の低減や環境保全措置の最適化、透明性の向上による地域や様々なステークホルダーの理解醸成等に貢献することから、積極的に検討していくべきではないか。**また、国連海洋法条約において、洋上風力発電の実施に当たっては、環境影響評価の実施とその結果の公表が求められていることから、**条約の履行を明確に示す観点からも、図書の継続公開が重要ではないか。**その際、環境影響評価図書に掲載されているデータ等について、**活用可能なデジタル情報として整備・公開していくことが重要ではないか。**
- 情報交流を促進する観点から、事業者は、**分かりやすい環境影響評価図書等の作成、簡便な方式による意見聴取の実施、より丁寧な説明の開催等に努めるべきではないか。**
- 環境影響評価図書等を一元的に管理・公開するため、**環境影響評価情報センター（仮称）を設立するべきではないか。**

(戦略的環境影響評価（SEA）関係)

- 個別事業の上位計画、政策の検討段階等を対象とした**戦略的環境影響評価を実施していくための検討が必要ではないか。**
- とりわけ陸上風力発電については、累積的な環境影響を低減させ、**戦略的環境影響評価の実現にも資するよう、環境影響の懸念が小さい立地環境へ事業を誘導していく効果的なゾーニングの仕組みが必要ではないか。（再掲）**

(累積的環境影響評価関係)

- 複数の事業が局所的に実施されているエリアにおいて、適切な累積的環境影響評価の実施が可能となるよう、**諸外国の事例も参考とし、国として累積的環境影響評価に係る考え方を整理するべきではないか。**また、**累積的環境影響の責任主体の明確化が必要ではないか。**
- とりわけ陸上風力発電については、**累積的な環境影響を低減させ、戦略的環境影響評価の実現にも資するよう、環境影響の懸念が小さい立地環境へ事業を誘導していく効果的なゾーニングの仕組みが必要ではないか。（再掲）**
- 事業者が**累積的環境影響評価を実施するためには、環境影響評価図書の継続的な公開を進めていくことが重要ではないか。**

(環境影響評価項目のメリハリ付け)

- 事業特性・地域特性を踏まえ、**適切に環境影響評価項目の絞り込みを行い、合理的に環境影響評価を実施していくことが重要。**

(対象事業の追加関係)

- 今後、海洋における大規模な新規開発事業の実施が見込まれる中、環境影響評価法の対象事業に追加すべき事業種があるか判断するため、**状況を継続して注視する必要**があるのでないか。
- 先般CCS事業法が成立し、今後事業化が本格化していく状況において、**CCS事業を環境影響評価法の対象に追加すべきかどうか検討する必要**があるのでないか。
- 環境影響評価の対象事業に**関連する各種事業**についても、幅広く環境影響評価を実施するような仕組みが必要ではないか。

■ その他の現行制度の課題に関する御意見②

(手続の手戻り関係)

- 事業の諸元の変更に伴う**環境影響評価手続の手戻りの要件**について、事業全体の区域・規模の変更のみに着目することが適當なのか、その他着目すべき要件はないのか、検証が必要ではないか。例えば、**陸上風力発電において、他律的な要因により、準備書から評価書に至る段階で風車の機種が変更され、単機風車の配置・出力が変更されているにもかかわらず、手続の手戻り要件に該当しないような事案が確認**されている。
- **長期間に渡って環境影響評価手続が進行されていないような事業**については、その間に周囲の環境状況が大きく変化している可能性も考慮し、**再度手続をやり直すような仕組みが必要**ではないか。また、**地方公共団体が手続の再実施を求められるような仕組みにするべき**ではないか。

(人材育成・制度の普及啓発関係)

- **環境影響評価に係る技術的人材の育成を進めていくことが重要**ではないか。
- 環境影響評価制度の趣旨・目的等に係る理解を醸成し、環境影響の審査に係る技術的な水準を高めていくため、**地方公共団体職員・審査会委員等**に対し、**国による研修等の取組を継続して実施していくことが重要**ではないか。
- 地域の環境情報を有効に収集するためには、国・地方公共団体が連携し、**各専門分野における地域の専門家等をリストアップし、事業者に情報提供するような取組が重要**ではないか。

(生物多様性保全関係)

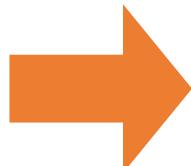
- 小規模であっても、**立地環境によって大きな環境影響を引き起こす可能性があるような事業**については、環境配慮がなされた再エネを最大限導入していくため、環境影響評価法の対象要件を大規模なものに限定するのではなく、**生物多様性保全上への影響等も考慮の上、立地環境に応じ、環境影響評価の要否を個別に判定するような仕組みが必要**なのではないか。（再掲）
- **生物多様性保全上の国際目標である30by30の達成、生物多様性条約の遵守等の観点から、適切な環境影響評価がなされているかどうか**技術的な検証が必要ではないか。
- 諸外国のガイドライン等も参考とし、**生物多様性分野の環境影響評価に係る技術の向上**を図っていくことも必要ではないか。
- 生物多様性保全上の観点からは、**生態系サービスに注目することも重要**だと考えられる。
- 環境影響評価において、**生物多様性オフセットの考え方をどのように取り扱っていくべきか検討が必要**ではないか。
- **生物多様性増進活動促進法に基づき設定された自然共生サイトについて、生物多様性保全の観点から、環境影響評価制度においてどのように取り扱っていくのか検討が必要**ではないか。

■他の現行制度の課題に関する御意見③

(その他)

- 目まぐるしく社会状況が変化していることを踏まえると、今後は、**10年を待たず、環境影響評価法の見直しに向けた検討を開始するべき**ではないか。**直ちに措置できない課題については、今後の検討課題として明確に位置付けておくことが必要。**
- **法の対象外となる事業についても、自主的に簡易な環境影響評価（スマールアセスメント）の実施を求めていくべき**ではないか。
- 事業を分割し、事業規模を恣意的に環境影響評価法の対象規模未満に設定するような、いわゆる「アセス逃れ」を防止するための対応が必要ではないか。
- 事業規模の変更に伴い、**法から条例又は条例から法に移行された場合において、環境影響評価手続の手戻りを生じさせないような措置を検討してほしい。**
- **災害のリスクについても、環境影響評価の対象とするべき**ではないか。
- 環境影響評価を実施する際には、**温室効果ガスに係るライフサイクルアセスメントを実施していくべき**ではないか。
- 事業の実施による**環境に対するポジティブな側面を環境影響評価図書に記載することにより、事業の理解釀成が促進**されるのではないか。
- 各地方公共団体は、**地域の個別の事情等を考慮し、条例に基づく環境影響評価条例を運用**していることに留意が必要。
- **国家管轄権外区域の海洋生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する協定（BBNJ協定）の遵守に向け、同協定に規定される環境アセスメントの実施に関する検討**が必要。
- 環境・経済・社会の統合的向上を図るために、**持続可能性アセスメントの考え方を基盤的ツールとして活用する方策の検討**が必要。

委員及び関係団体から頂戴した御意見等を踏まえ、現行制度の課題に適切に対応していく観点から、以下に示す論点について、特に議論を深めていただきたい。

- 
- 論点3－1. 環境影響評価図書の継続的な公開
 - 論点3－2. 戦略的環境影響評価
 - 論点3－3. 累積的環境影響
 - 論点3－4. スコーピングの強化による環境影響評価の合理化
 - 論点3－5. 環境影響評価法における新たな対象事業に関する検討
 - 論点3－6. 手続途中段階の風車の機種変更
 - 論点3－7. 環境影響評価に係る技術の向上
 - 論点3－8. 迅速な災害復旧・復興と環境配慮の確保の両立

論点3－1. 環境影響評価図書の 継続的な公開

論点に対する背景と今後の対応方針案



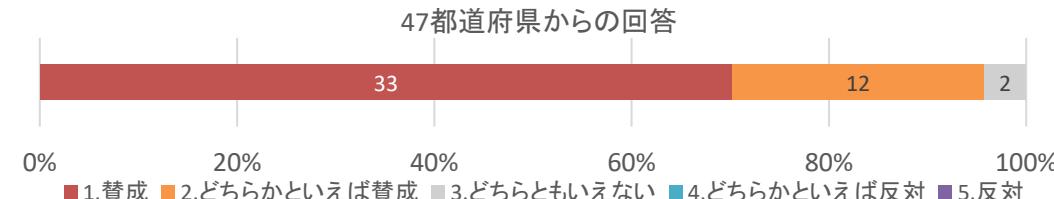
■背景

- 環境影響評価図書については、それぞれの手続の段階における縦覧・公表期間が終了した後は原則閲覧することができない。
- 環境省では、**国民の情報アクセスの利便性を高め、情報交流の拡充を図るとともに、環境影響予測・評価技術を向上させるため**、平成30年度より、縦覧又は公表期間が終了した後についても、事業者の協力を得て、環境省において、環境影響評価図書の継続公開を進めている。
- 他方、令和6年10月までに環境影響評価手続が実施された事業**882件**のうち、図書を継続公開している事業件数は**92件**のみにとどまっている状況（風力発電については、563件のうち58件で継続公開）。

■今後の対応方針案(御議論いただきたい事項)

- **環境影響評価図書の継続的な公開については**、後続事業の環境影響評価の効果的かつ効率的な実施、事業全体の環境負荷の低減や環境保全措置の最適化、透明性の向上による地域や様々なステークホルダーの理解醸成等に貢献するなど、様々な公益が見込まれることから、運用のみによる取組ではなく、**制度的な措置が必要ではないか**。
- 制度化に当たっては、著作権法に基づき事業者が公衆送信権（著作権者以外の公衆送信行為を規制する権利）を有する点に留意し、**図書の公開主体、内容の公開範囲等を決定していく必要があるのではないか**。

■地方公共団体へのアンケート：環境影響評価図書の継続公開に係る制度化について、貴団体の御所感を御教示ください。



(参考) 環境アセスメント学会による図書の継続公開に係る提言



- 令和5年、**環境アセスメント学会**より、「**環境アセスメント図書の制度的公開について**」の提言がなされた。
- 当該提言では、地域の環境を保全するために重要な公的文書としての環境影響評価図書の位置付けを明確にし、幅広い関係者の共通の理解と積極的な関与や貢献が可能となるよう、**図書を継続的に公開するための制度的措置を環境影響評価法の見直しの柱の1つとして検討・実施していくことが要請**されている。

環境アセスメント図書の制度的公開について（抄）

縦覧に供されたアセス図書は、事業者が、事業による環境への影響を調査・予測・評価し作成したものである。その際、公的な環境情報が用いられ、その時点での当該地域における環境の状況を示すとともに、市民等の外部の意見や情報も取り入れて予測・評価が行われたものであり、関係者と知見を共有して作成された公的文書と捉えることができる。

事後調査結果を含めたアセス図書の情報は、地域の環境に関する基本情報に、事業実施に伴って生じる地域の環境の変化に関する情報を加えて作成され、将来的に地域の環境を良好に維持する上で有効であり効果的な情報となる。これは、地域の環境管理を進めるうえで重要な情報であり、公的に共有し活用することが大いに期待されるものである。また、アセス図書の継続的な公開には、次のような意義もある。

- ✓ アセス図書の情報は、環境影響を予測評価する手法などの環境影響評価技術の向上に活用することが可能であり、様々なアセス図書作成に際しての参考事例にもなることから、アセス図書の質の向上に貢献し得る。
- ✓ 生物多様性や気候変動などの長期的な課題との関係で、アセス図書のデータは時系列としても重要な環境情報となる。

このように、アセス図書の共有、活用の仕組が整備されることは、環境アセスメントがより効果的に有効性を発揮することを可能とするものである。また、その方法として、アセス図書を電磁的に共有できるようにすることで、政府全体でデジタル変革が進められようとしている折り、国民全体の情報資産になると言える。

（中略）

アセス図書は、地域の環境を保全するために重要な公的文書としての位置付けを明確にし、幅広い関係者の共通の理解と積極的な関与や貢献が可能となる枠組みを構築することが求められる。このため、継続的な公開のための制度的措置が不可欠であることから、アセス図書の制度的公開のための措置を環境影響評価法の見直しの重要な柱の一つとして採り上げ、検討、実施されることを要請したい。

また、デジタル変革に的確に対応するため、アセス図書の電磁的な共有方法に関して、技術的に最適な取り組みを進めることが必要である。

論点 3 – 2. 戰略的環境影響評価

論点に対する背景、対応状況及び今後の対応方針案

■背景

- 環境基本法第19条にもあるとおり、国は、環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たって、環境の保全について配慮することが必要である。将来的には、今後の社会状況の変化を踏まえた上で、諸外国等で実施されている**個別の事業の計画・実施に枠組みを与えることになる上位の計画や政策の検討段階を対象とした環境配慮の枠組みを、我が国の戦略的環境影響評価として導入することについても検討する必要**がある。

■対応状況

- これまでに、戦略的環境影響評価の趣旨に資するものとして、以下のような取組を進めてきているところ。
 - ・配慮書手続の導入による個別事業の計画立案段階における環境配慮の推進。
 - ・地球温暖化対策推進法に基づき、市町村等が国や都道府県の環境配慮基準を踏まえつつ、協議会における合意形成を図りながら、促進区域を設定すること等により、地域と共生し、環境に適正に配慮した再エネを促進する制度の導入。
 - ・領海及びEEZにおける洋上風力発電の区域指定に当たり、早期段階から環境配慮を図るため、あらかじめ環境省が海洋環境調査を実施する制度の検討。

■今後の対応方針案(御議論いただきたい事項)

- まずは、審査件数も多く、今後も更なる導入拡大が期待される**陸上風力発電について、戦略的環境影響評価の趣旨も鑑み、地球温暖化対策推進法に基づく再エネ促進区域制度をはじめとしたゾーニングに係る制度と、環境影響評価法に基づく環境影響評価制度の連携を強化し、ゾーニングによって一定程度環境配慮が確保されている事業に関する環境影響評価手続の在り方について検討を進めること**が考えられるのではないか。
- その他の事業についても、引き続き、**個別の事業の計画・実施に枠組みを与えることになる上位の計画や政策の検討段階を対象とした環境配慮の枠組みの実現を目指し、検討を進めていく必要があるのではないか。**

論点 3 – 3. 累積的環境影響

■背景

- **複数の事業が局所的に実施されているようなエリアでは、累積的な環境影響が懸念される。2050年ネット・ゼロの実現に向け、更なる再エネの導入拡大が必要とされる中、累積的な環境影響への懸念に適切に対応していく必要がある。**

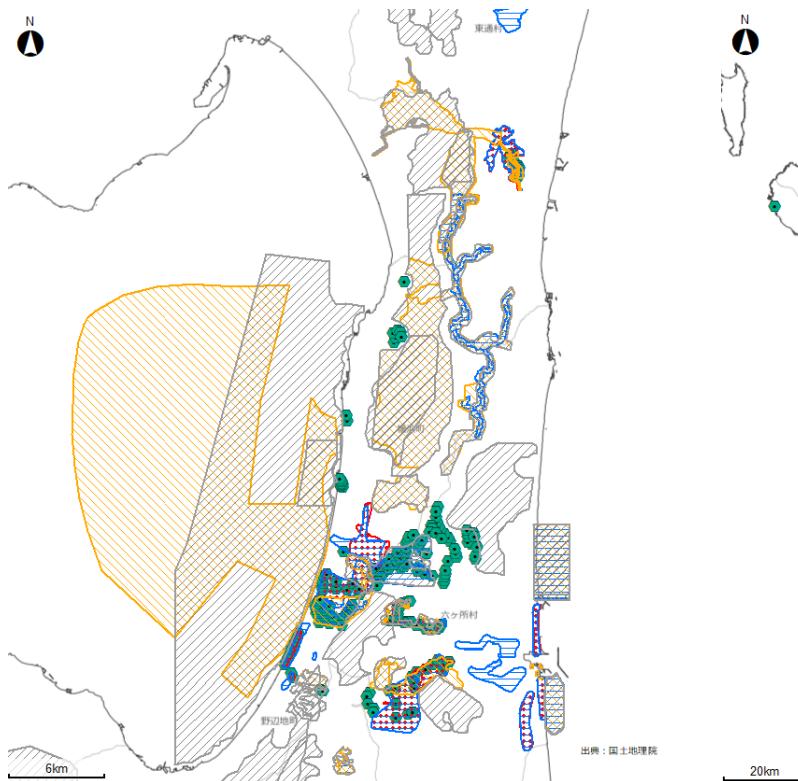
■今後の対応方針案(御議論いただきたい事項)

- まずは、諸外国における参考事例等を整理の上、我が国における**累積的環境影響評価の考え方について、技術的な観点から、検討を行っていくことが必要ではないか。**
- 加えて、今後も更なる導入拡大が期待される**陸上風力発電について、累積的な環境影響を回避・低減するため、前述のとおり、地球温暖化対策推進法に基づく再エネ促進区域制度をはじめとしたゾーニングに係る制度と、環境影響評価法に基づく環境影響評価制度の連携を強化し、ゾーニングによって一定程度環境配慮が確保されている事業に関する環境影響評価手続の在り方について検討を進めることが考えられるのではないか。**
- また、近傍で実施される他事業に係る環境影響を把握するため、前述のとおり、**環境影響評価図書の継続公開について制度的な措置が必要ではないか。**

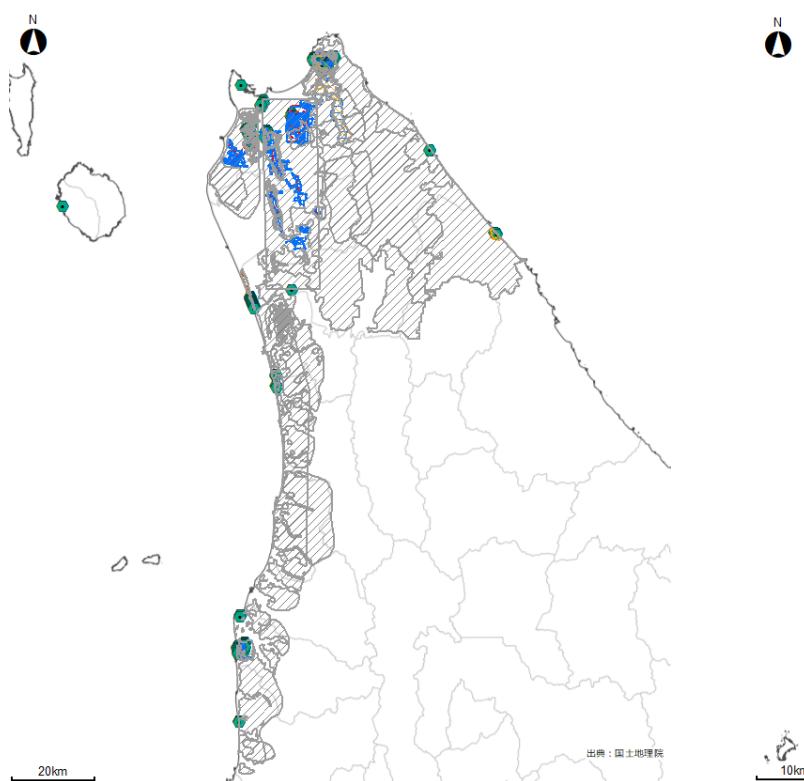
(参考) 累積的環境影響が懸念されるエリア（例）



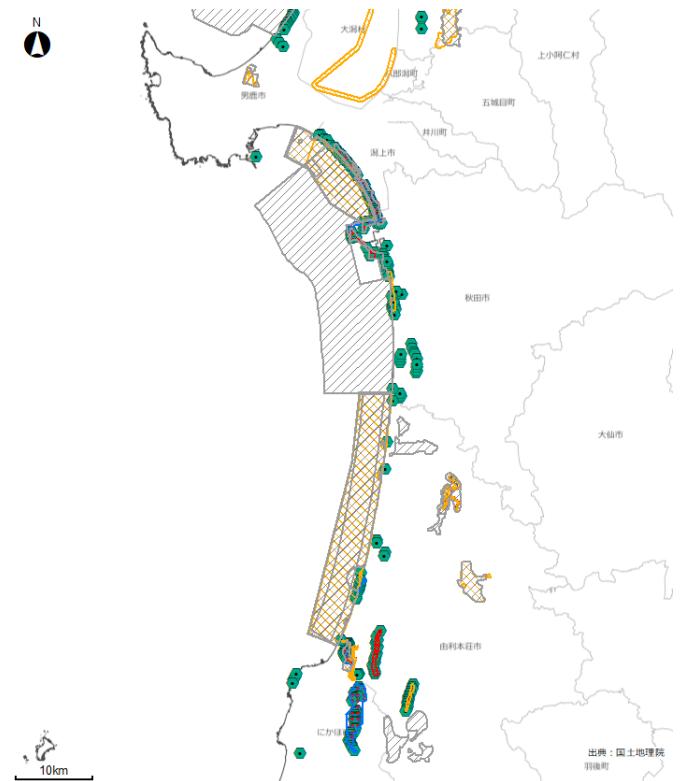
青森県下北半島



北海道宗谷岬



秋田県潟上市等沿岸



計画段階環境配慮書 環境影響評価準備書 既設の風力発電設備（風車位置）

事業実施想定区域 対象事業実施区域 既設の風力発電設備（風車位置）

環境影響評価方法書 環境影響評価書

対象事業実施区域 対象事業実施区域

※上図では、一の事業において各手続段階で提示された複数の事業実施区域が示されている場合がある（例えば、方法書手続段階の事業実施区域が示されている事業では、配慮書手続段階の事業実施想定区域も示されている場合がある。）。

論点3－4. スコーピングの強化による 環境影響評価の合理化

論点に対する背景と今後の対応方針案



■背景

- 環境影響評価の実施に当たっては、立地特性や事業特性に応じ、環境影響の懸念がある項目について、調査・予測・評価の対象とする必要があるが、事業によっては、**事業における環境配慮に必ずしも結びつかない幅広い環境影響評価項目について調査、予測及び評価が行われている事例が散見**され、スコーピングがなされず、**合理的な環境影響評価が行われていない側面**がある。
- この理由としては、
 - ・ 意見聴取手続の際、調査手法等について意見を述べる立場の関係者から、環境影響評価の目的を超えた内容の調査の実施を事業者が求められる場合があること
 - ・ 事業者としては、手続の手戻りを防ぐ観点から、幅広い項目について網羅的に調査を進めておきたい意向があること等が想定される。
- 例えば、発電所に係る主務省令においては、「一般的な事業の内容によって行われる特定対象事業に伴う当該影響要因について当該別表においてその影響を受けるおそれがあるとされる環境要素に係る項目」が風力発電に係る参考項目として整理されており、当該参考項目については、「環境影響がないか又は環境影響の程度が極めて小さいことが明らかである場合」等には、環境影響評価の実施は不要とされているが、実際には、上述の理由から、**ほとんどの事業において、参考項目がそのまま環境影響評価項目として選定されている状況**にある。

■今後の対応方針案(御議論いただきたい事項)

- 環境影響評価の実施に当たっては、**これまで蓄積してきた知見や事例等を踏まえ、立地特性や事業特性に応じ、適切な環境影響評価項目の絞り込みがなされるよう、技術的な観点から検討を進めていく必要**があるのではないか。
- この点、具体的には、前述のように、特に環境影響評価項目の絞り込みが可能であると考えられるリプレース事業については、より一層のスコーピングの強化が可能であると考えられる。
- また、各地方公共団体においても、適切な項目選定に係る審査が進められるよう、**地方公共団体の職員、審査会委員等に対し、スコーピングに係る技術的な考え方を周知していくことも重要**ではないか。

(参考) 陸上風力発電に係る環境影響評価項目の選定状況



				工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用	
				工事用資材等の搬出入	建設機械の稼働	造成等の施工による一時的な影響	地形改変及び施設の存在	施設の稼働
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として、調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	窒素酸化物	80.6%	69.4%			
			粉じん等	81.9%	69.4%			
		騒音及び超低周波音	騒音	95.8%	86.1%			97.2%
			超低周波音	5.6%	5.6%			95.8%
		振動	振動	94.4%	38.9%			
	水環境	水質	水の濁り	2.8%	4.2%	94.4%		
		底質	有害物質		1.4%			
	その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質				18.1%	
			土地の安定性			2.8%		
		その他	風車の影					93.1%
			電波障害					38.9%
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として、調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地		11.1%	9.7%	100%	100%	
	植物	重要な種及び重要な群落				100%	98.6%	
	生態系	地域を特徴づける生態系		8.3%	8.3%	97.2%	97.2%	
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望資源					100%	
	人と自然との触れ合いの活動の場	人と自然との触れ合いの活動の場		97.2%	1.4%	1.4%	88.9%	2.8%
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	産業廃棄物				98.6%		
		残土				95.8%		
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量	放射線の量		12.5%	12.5%	12.5%		

※平成31年4月1日から令和6年3月31日までの期間に公表された評価書を対象に分析を行った。

※赤枠：発電所アセス省令の別表6（風力発電所）及び別表13（放射性物質）による参考項目（ただし、「発電所に係る環境影響評価の手引き」において海域に設置する発電所を対象とするものは除く。）。

※青枠：令和2年8月の省令改正により参考項目から除外された項目。

※黄色は、80%以上選定されている項目。

※上記以外に、温室効果ガス（工事車両、建設機械）を選定したものが4件、浮遊粒子状物質、地下水、湧水、魚類・底生動物、海域の動物、海域の植物を選定したものが各1件あった。

※なお、上述の「参考項目」とは、一般的な事業の実施に伴い、その影響を受けるおそれがあるとされる環境要素に係る項目を指す。

論点3－5. 環境影響評価法における新たな 対象事業に関する検討

■背景

- 11月6日に開催した合同会議資料において提示された、新たな大規模開発事業としての可能性が想定される海域の開発事業のように、環境影響評価法の対象事業として今後追加するかどうかについての検討や、そのための知見の収集を図るべき事業が想定される。
- この点、CCSについては、先般CCS事業法が成立し、今後事業化が本格化していく状況であることから、**環境影響評価法におけるCCS事業の取扱いについて検討が必要**。

■今後の対応方針案(御議論いただきたい事項)

- 今後新たに環境影響評価法の対象事業として追加するかどうかについての検討や、そのための知見の収集を図るべき事業として、どのようなものが考えられるか。
- なお、先般成立したCCS事業法においては、貯留した二酸化炭素が、貯留層から一般環境中に漏出することを防止するため、**事業の許可や事業実施計画の認可、事業実施中のモニタリングの義務付けなどの規制的措置が設けられている**。また、許可の際には、**利害関係者による意見提出や地方公共団体への協議規定といった合意形成手続も設けられている**。
- 特に、海域の底生生物は、二酸化炭素による影響に対し特に脆弱であることから、**海域で実施する事業については、事業者が申請の際に周辺環境への影響の事前評価を行い、環境大臣もそれを確認することとしている**。
- 同法による規制的措置や合意形成手続に加えて、**CCS事業を環境影響評価法の対象とする必要があるか否かについては、今後のCCS事業の動向を注視し、検討を深めていく必要があるのではないか**。

二酸化炭素の貯留事業に関する法律【CCS事業法】の概要

背景・法律の概要

令和6年5月成立・公布
2年以内（政令で定める日）完全施行
※一部段階的に施行

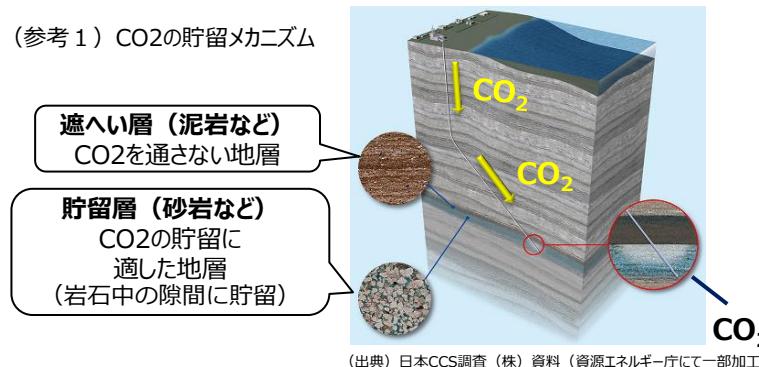
- ✓ **2050年カーボンニュートラル**に向けて、今後、脱炭素化が難しい分野におけるGXを実現することが課題。こうした分野における**化石燃料・原料の利用後の脱炭素化を進める手段**として、CO₂を回収して地下に貯留する**CCS** (Carbon dioxide Capture and Storage) の導入が不可欠。
- ✓ **我が国としては、2030年までに民間事業者がCCS事業を開始するための事業環境を整備**することとしており（GX推進戦略 2023年7月閣議決定）、公共の安全を維持し、海洋環境の保全を図りつつ、その事業環境を整備するために必要な**貯留事業等の許可制度等を整備**する。

1. 試掘・貯留事業の許可制度の創設、貯留事業に係る事業規制・保安規制の整備

（1）試掘・貯留事業の許可制度の創設

- ・**経済産業大臣**は、貯留層が存在する可能性がある区域を「**特定区域**」として**指定**した上で、特定区域において**試掘やCO₂の貯留事業**を行う者を**募集**し、これらを**最も適切に行うことができると認められる者**に対して、**許可**を与える。
※ 海域における特定区域の指定及び貯留事業の許可に当たっては環境大臣に協議し、その同意を得ることとする。
- ・上記の許可を受けた者に、**試掘権**（貯留層に該当するかどうかを確認するために地層を掘削する権利）や**貯留権**（貯留層にCO₂を貯留する権利）を**設定**する。CO₂の安定的な貯留を確保するため、**試掘権・貯留権は「みなし物権」**とする。
- ・**鉱業法**に基づく**採掘権者**は、上記の**特定区域以外の区域（鉱区）**でも、経済産業大臣の許可を受けて、**試掘や貯留事業**を行うことを可能とする。

（参考1）CO₂の貯留メカニズム

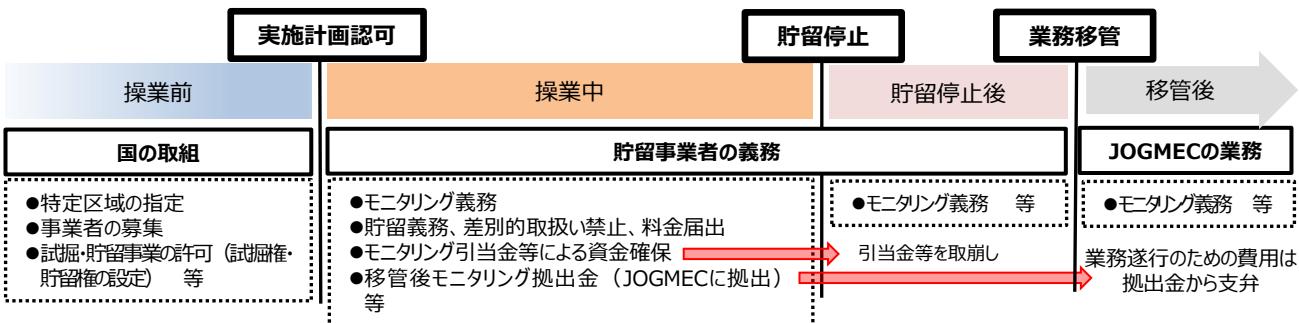


（出典）日本CCS調査（株）資料（資源エネルギー庁にて一部加工）

（2）貯留事業者に対する規制

- ・**試掘や貯留事業の具体的な「実施計画」**は、**経済産業大臣（※）の認可制**とする。
※ 海域における貯留事業の場合は、経済産業大臣及び環境大臣
- ・貯蔵したCO₂の漏えいの有無等を確認するため、**貯留層の温度・圧力等のモニタリング義務**を課す。
- ・**貯留停止後に行うモニタリング業務等に必要な資金**を確保するため、**引当金の積立て等**を義務付ける。
- ・貯留した**CO₂の挙動が安定**しているなどの要件を満たす場合には、**モニタリング等の貯留事業場の管理業務をJOGMEC（独法エネルギー・金属鉱物資源機構）に移管**することを可能とする。また、**移管後のJOGMECの業務に必要な資金**を確保するため、貯留事業者に対して**拠出金の納付**を義務付ける。
- ・正当な理由なく、**CO₂排出者からの貯留依頼を拒むことや、特定のCO₂排出者を差別的に取扱うこと**等を禁止するとともに、**料金等の届出義務**を課す。
- ・**技術基準適合義務、工事計画届出、保安規程の策定等の保安規制**を課す。
- ・試掘や貯留事業に起因する**賠償責任**は、被害者救済の観点から、**事業者の故意・過失によらない賠償責任（無過失責任）**とする。

（参考2）貯留事業に関するフロー



2. CO₂の導管輸送事業に係る事業規制・保安規制の整備

（1）導管輸送事業の届出制度の創設

- ・CO₂を貯留層に貯留することを目的として、**CO₂を導管で輸送する者は、経済産業大臣に届け出なければならない**ものとする。

（2）導管輸送事業者に対する規制

- ・正当な理由なく、**CO₂排出者からの輸送依頼を拒むことや、特定のCO₂排出者を差別的に取扱うこと**等を禁止するとともに、**料金等の届出義務**を課す。
- ・**技術基準適合義務、工事計画届出、保安規程の策定等の保安規制**を課す。

※海洋汚染等防止法におけるCO₂の海底下廃棄に係る許可制度は、本法律案に一元化した上で、海洋環境の保全の観点から必要な対応について環境大臣が共管する。

論点3－6．手続途中段階の風車の機種変更

論点に対する背景と今後の対応方針案

■背景

- 風力発電の環境影響評価手続については、準備書から評価書に至る段階等において、購入予定の風車の機種が生産中止となり、より大型の機種を使用することとなった結果、風車の離隔距離が増加することがあるなど、**他律的な事由により風車の配置や1基当たりの出力が大きく変更される場合がある。**
- このような場合、**準備書段階において示された風車の配置や1基当たりの出力を前提として行われた意見聴取手続の効果が薄れてしまうことや、当該変更について関係者からの理解が得られなくなることが懸念される**との指摘がある。
 - ◆ この点、環境影響評価法では、環境影響評価手続の過程で、環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがある変更を行ったような場合には手続の再実施を義務付けており、**風力発電については、方法書の公告から評価書の公告までの間に、発電所全体の出力又は事業実施区域が一定程度変更された場合（※）、方法書手続の再実施**が求められる。
 - ◆ 他方、風力発電では、方法書の公告から評価書の公告までの間に、このような変更がなされた場合であっても、風車の配置はあくまで事業実施区域の中で変更されること、1基当たりの出力が大きくなつた場合でも発電所全体の出力は変更されないことから、**手続の再実施は求められず、適切な環境影響評価の実施に支障を来すとの指摘**もある。
 - ◆ また、**評価書の公告後には、発電所全体の出力又は事業実施区域が一定程度変更された場合に加え、単機風車の配置が100m以上変更された場合にも、手続の再実施が求められるものの、1基当たりの出力に着目した手戻り要件は規定されてない**ことから、**配置が変わらず、風車が大型化した場合には、手続の再実施は求められない状況**にある。

(※) 政令で規定される方法書の公告から評価書の公告までの間に手続の再実施を要しない修正の要件

事業の諸元	手続を経ることを要しない修正の要件
発電所の出力	発電所の出力が十パーセント以上増加しないこと。
対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。

■今後の対応方針案(御議論いただきたい事項)

- 他律的要因により風車単体の大きさ・配置の変更が想定され得る場合などについては、あらかじめ方法書段階において変更前・変更後それぞれの事業の案を設定した上で調査等を行い、その上で準備書手続に進むこととするなど、**運用上柔軟に対応することで、適切な環境影響評価の実施が可能となるような方策を検討する必要があるのではないか。**

- 準備書手続から評価書手続に至る間に、発電所全体の出力及び対象事業実施区域に大きな変更はない一方で、**単機風車の出力が増加し、区域内の風車の配置が変更された事例**を示す。
- 当該事例では、準備書手続段階で選定していた発電機の入手が困難となり、単機出力の大きな機種に変更したため、風車の配置が見直されることになった。

非公開

(委員への配布資料では、環境影響評価図書に掲載されている区域図を提示している。)

論点3－7. 環境影響評価に係る技術の向上

論点に対する背景、対応状況及び今後の対応方針案

■背景

- 気候変動対策、生物多様性保全を始め、目まぐるしく**状況が変化していく現代社会において、時代に即した技術を活用した適切な環境影響評価を推進していく必要**がある。
- 適切かつ効果的な環境影響評価を実施するためには、**国内外の科学的知見を整理し、環境影響評価に係る技術の普及や技術的人材の育成を進めていく必要**がある。

■対応状況

- 環境省では、環境影響評価制度の適切かつ効果的な運用に向けて、環境調査の技術の進展や新たな対象事業における課題に対応するため、**環境影響評価に活用可能な新たな技術手法や、風力発電や太陽光発電の事業特性を踏まえた環境影響評価の技術手法等について、ガイドラインの作成や技術的な知見の提供等の取組を進めてきた**ところ。
- 地域特性を踏まえた適切な環境影響評価のために必要となる**地域の自然的状況・社会的状況に関する情報提供の取組として、環境アセスメントデータベース“EADAS（イーダス）”の情報整備・拡充を行うとともに、風力発電における鳥類のセンシティビティマップ等の情報整備の取組を進めてきた**ところ。
- ガイドラインや情報整備の内容については、説明会やセミナー等を開催して周知・普及を図るとともに、関係する団体や学会等の発表の機会を活用して**技術の普及や情報の活用促進の取組を進めてきた**ところ。
- 地方公共団体における審査会をより効果的かつ効率的に実施するため、環境影響評価に関する**地域の審査関係者と環境影響評価の在り方や審査上の課題についての意見交換会等を開催**しているところ。

■今後の対応方針案(御議論いただきたい事項)

- 引き続き、適切かつ効果的な環境影響評価の実現に向けて、海外の事例を含め、**科学的知見の収集・整理に努めるとともに、今後も必要なガイドライン等の整備・普及を進め、技術的人材の育成を進めていく必要**があるのではないか。また、昨今の生物多様性保全上の重要性の高まりも鑑み、**生態系を始め、環境影響評価に係る技術的な手法等について検討が必要**ではないか。

(参考) 環境影響評価の技術の向上等の課題に対応するための取組



●環境影響評価の技術の向上に関する取組

■「環境アセスメント技術ガイド」(2017年3月)

環境影響評価の技術の向上を図るために、「生物の多様性・自然との触れ合い」と「大気環境・水環境・土壤環境・環境負荷」の2編を設け、環境影響評価の項目の選定の考え方や技術的な手法等について海外事例も交えて解説した。

■「洋上風力発電所に係る環境影響評価手法の技術ガイド」(2023年12月)

洋上風力発電の導入に当たり、諸外国の環境影響評価に関する考え方や取扱いを参考にしつつ、我が国特有の海域の特性等を踏まえて、洋上風力発電における環境影響評価の項目の取扱いに関する考え方や技術的手法を整理した。

●再生可能エネルギーの適正な環境配慮に関する取組

■「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」(2020年3月)

法や条例に基づく環境影響評価制度の対象にならない規模の太陽光発電について、適切に環境配慮が講じられ、環境と調和した形での事業の実施が確保されることを目的として、配慮すべき項目をチェックリスト形式で確認できるガイドラインとして取りまとめた。

■「風力発電に係る地方公共団体によるゾーニングマニュアル（第2版）」(2020年3月)

環境保全と風力発電の導入促進を両立するため、促進エリアや保全エリア等を関係者による調整の下で設定するゾーニングについて、その手法の確立と普及を図ることを目的に取りまとめた。

●生物多様性の保全に向けた環境影響評価の推進に関する取組

■「風力発電における鳥類のセンシティビティマップ」(2017年～)

風力発電の導入に伴う鳥類への影響（バードストライク）について、事業者が立地を選定する段階において鳥類への影響のリスクが高い区域をあらかじめ把握し、鳥類への影響や事業リスクの回避・低減を図ることを可能とするために、風力発電による鳥類への影響のリスクを「注意喚起レベル」という指標を用いて全国マップとして整備した。

■「海ワシ類の風力発電施設バードストライク防止策の検討・実施の手引き（改訂版）」(2022年8月)

風力発電施設におけるバードストライク対策のため、特に北海道で保全上の課題がある海ワシ類を対象として、海外における研究・事例等も参考にバードストライク防止策を整理した。

■「令和2年度コウモリ類生息調査委託業務」(2021年3月)

我が国に生息するコウモリ類の生息分布や生態等の基礎的な情報を把握することを目的とし、全国各地を対象としたコウモリ類の音声記録調査で得られたデータの解析及び取りまとめを実施した。

論点3－8. 迅速な災害復旧・復興と 環境配慮の確保の両立

論点に対する背景、今後の対応方針案

■背景①(災害復旧事業等の適用除外)

- 環境影響評価法においては、**人命に直接関わり緊急に実施する必要がある災害復旧等に係る事業を対象として、法に基づく環境影響評価手続の適用除外規定が設けられている。**
- 実際に、**東日本大震災の発災時**には、当該規定に基づき、**災害復旧事業等に係る環境影響評価手続が適用除外**とされた。他方、新たな土地改变等を伴う事業について、可能な範囲での環境配慮を求める観点から、政府より、指導や技術的助言を行い、当該指導等を踏まえ、**事業者等において自主的な環境影響評価が実施された**経緯がある。
- こうした過去の対応にも鑑み、**今後大規模な災害が発生した際には、災害復旧事業等の緊急的な実施を妨げないことを前提としつつも、事業の実施に当たって可能な限りの環境配慮がなされるための仕組みの検討が必要**である。

■背景②(復興事業に係る特定アセス手続の恒久化)

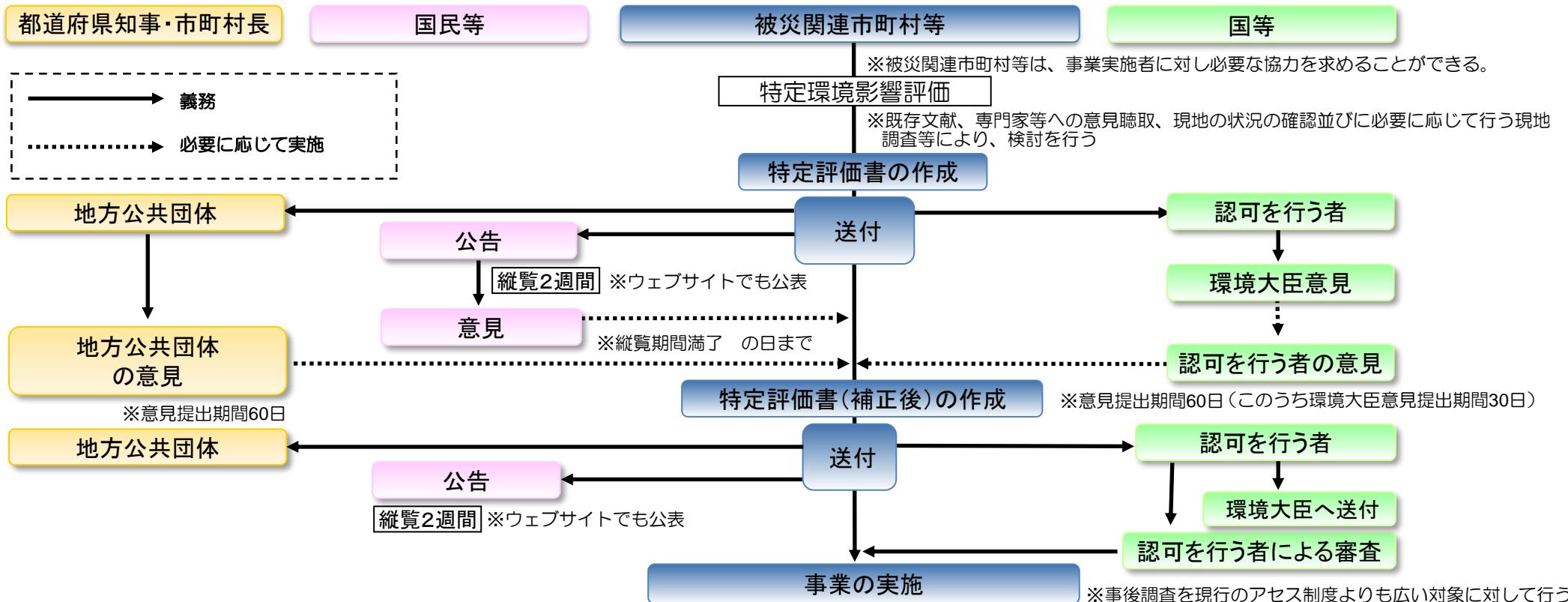
- 東日本大震災発災後に制定された**東日本大震災復興特別区域法**において、復興事業への迅速な着手と環境保全の両立を図る観点から、復興整備計画に位置付けられた復興整備事業については、**環境影響評価法の特例**が設けられ、環境影響評価法に基づく手続を全て適用除外とする代わりに、**被災市町村等が特定環境影響評価を行い、その結果を特定環境影響評価書に取りまとめることとされた。**
- **特定環境影響評価では、現地調査を必須とせず主に既存文献等を活用した調査を実施することで、調査期間等の短縮が図られた。**また、作成する図書を特定環境影響評価書のみとすることで、**手続全体の簡略化を図るとともに、国民、地方公共団体、国による関与の機会を集約することで、審査期間の短縮が図られた。**実際に、当該特例に基づき、2事業において特定環境影響評価手続が実施されており、**復興と環境保全を両立するための仕組みとして一定の効果が得られている。**
- その後、平成25年には、東日本大震災復興特別区域法で設けた枠組みを恒久的に措置することを目的とし、**大規模災害からの復興に関する法律が制定されたが、同法には、環境影響評価法の特例は設けられていない**ところ。

■今後の対応方針案(御議論いただきたい事項)

- 東日本大震災発災時の対応も参考とし、**今後大規模災害が発生した場合に備え、迅速な復旧・復興事業の推進と、環境配慮の確保を両立させる仕組みについて検討が必要ではないか。**

(参考) 東日本大震災に基づく環境影響評価手続

●東日本大震災復興特別区域法に基づく特定環境影響評価手続の流れ



●東日本大震災復興特別区域法に基づく特定環境影響評価手続の実績

事業名	環境影響評価の実施主体	位置	規模
常磐線（駒ヶ嶺～浜吉田）復旧事業	新地町、山元町、亘理町	宮城県亘理町～福島県新地町	路線延長約14.6km
石巻市新蛇田地区被災市街地復興土地区画整理事業	石巻市	宮城県石巻市	約87.7ha